

《設置等の趣旨 資料目次》

資料番号	資料名	ページ
資料1	まち・ひと・しごと創生基本方針2019について	2
資料2	2040年に向けた高等教育のグランドデザイン	4
資料3	地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン～地域に貢献し、地域に支持される高等教育～	9
資料4	第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略〔令和3年度改訂版〕	11
資料5	養成する人材像と3つのポリシーの相関図	14
資料6	カリキュラムマップ	15
資料7	カリキュラム・ポリシーと科目の相関	16
資料8	履修モデル	19
資料9	キャリア形成活動評価報告書	20
資料10	実習施設一覧（キャリア形成活動Ⅰ）	21
資料11	選抜方法とアドミッション・ポリシーの相関表	22
資料12	入学者選抜方法一覧	23
資料13	公立大学法人周南公立大学職員就業規則	25
資料14	公立大学法人周南公立大学職員の定年の特例に関する規程	55
資料15	令和9（2027）年度 全学部学科時間割	56
資料16	学術雑誌等の一覧	62

まち・ひと・しごと創生基本方針2019について

令和元年 6 月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

第2期(2020年度～2024年度)においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する

- ◆将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大。
- ◆企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化。

(2) 新しい時代の流れを力にする

- ◆Society5.0の実現に向けた技術の活用。
- ◆SDGsを原動力とした地方創生。
- ◆「地方から世界へ」。

(3) 人材を育て活かす

- ◆地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

(4) 民間と協働する

- ◆地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ◆女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

(6) 地域経営の視点で取り組む

- ◆地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン
(答申)

平成 30 年 11 月 26 日
中 央 教 育 審 議 会

社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化¹²しており、人材の流動化、人材獲得競争などグローバル競争の激化が予想される。

（地方創生が目指す社会）

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少し始めており、国立社会保障・人口問題研究所の出生中位・死亡中位推計（平成 29 年推計）によれば、2040 年には 1 億 1,092 万人となる。出生数は、年間 100 万人を下回っており、平成 29（2017）年には 94 万人まで減少し、2040 年には 74 万人程度になると見込まれている。高齢化は、三大都市圏を中心に急速に進行し、平成 27（2015）年に 3,387 万人であった高齢者人口（65 歳以上）は、2042 年に 3,935 万人（高齢化率 36.1%）でピークを迎える見込みである¹³。

他方、AI、IoT 技術、ビッグデータの活用により、産業・社会構造が資本集約型から知識集約型にシフトしつつある。このことは、地方の産業にとっては、その地域の中で生産性の向上、高付加価値化が可能となるということであり、都市ではなく地域が産業の拠点となる可能性も高まるとも言える。農業、医療・ヘルスケア、防災、インフラの維持管理など第 1 次産業分野から第 3 次産業分野まであらゆる産業分野でデータ活用による高付加価値化が進むことにより、全国各地において地方のポテンシャルを引き出すことが期待される。地方創生が実現すべき社会は、「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」である。都市に出なければ教育機関や働く場所がないということではなく、生まれ育った地域で、個人の価値観を尊重して生活し、その地域を豊かなものにしていくための継続的な営みができる社会の実現が期待される。

3. 2040 年を見据えた高等教育と社会の関係

ここまで、2040 年に求められる人材像と高等教育の目指すべき姿、それらのベースとなる社会変化の方向について述べてきたが、ここでは、それらを踏まえた高等教育と社会の関係について整理する。

¹² 「在留外国人統計」（法務省）によると、我が国の在留外国人数は平成 24（2012）年に約 203 万人であったのに対し、平成 29（2017）年には約 256 万人となっている。また、「海外在留邦人数調査統計」（外務省）によると、海外在留邦人数については、平成 24（2012）年に約 125 万人であったのに対し、平成 28（2016）年には約 134 万人となっている。また、「ジェトロ世界貿易投資報告」（平成 29 年版）によると、平成 28（2016）年度の日本企業の海外売上高比率は 56.5% であり、拡大傾向にある。さらに、「平成 28 年外資系企業動向調査」（経済産業省）によると、日本での今後の事業展開について、「事業の拡大を図る」と回答した企業は 55.5% である。

¹³ 「自治体戦略 2040 構想研究会第一次報告～人口減少化において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～」（自治体戦略 2040 構想研究会 平成 30 年 4 月）

■http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jichitai2040/index.html

（大学をはじめとした高等教育と社会との関係）

大学は、教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っており、そのための組織が整備され、ガバナンスが機能し、資源配分が行われることで、「知識の共通基盤」として社会を支えている。その活動が、現在の社会を支え、また未来の社会を創出するために貢献していくことは重要であり、そのためには、教育と研究を通じた活動を社会に発信し、透明性確保と説明責任を果たしていくことが必要である。

「学問の自由（Academic Freedom）」及び「大学の自治」とは、大学における学問の研究とその結果の発表及び教授が自由かつ民主的に行われることを保障するため、教育研究に関する大学の自主性を尊重する制度と慣行であり、国際的にも高等教育の根幹を支える概念となっている。つまり、憲法で保障されている「学問の自由」は大学と教員・研究者に蓄積された知識に基づいた研究と、その結果の発表と教授の自由であり、「大学の自治」は、これらの自由を保障するためのものである。教育研究の自由が保障されていることが、新しい「知」を生み出し、国力の源泉となる根幹を支えていることを再確認しておく必要がある。実際、我が国の研究論文の約7割を大学が占めており、また、例えばノーベル賞等の世界的な研究に関する賞の受賞者は大学の研究者が圧倒的な割合を占めている。これらは、学生と教員を擁している大学が、自由な発想をその源泉とし、教育研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っているという仕組みに負うところが大きい。

その上で、高等教育は、我が国のみならず世界が抱える課題に教育と研究を通じて真摯に向き合い、新たな社会・経済システム等の提案をしていくこと、その成果を社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することにより、「知識の共通基盤」から更に進んで「知と人材の集積拠点」としての機能を継続的に発展させていくことが重要である。その際、知識集約型社会への転換によって、知や情報が経済的な価値の源泉となることで、知の拠点である大学そのものが産業を支える基盤になることが期待される。

そのためにも、高等教育システムそのもの、そして、高等教育機関の「建学の精神」や「ミッション」は時代の変化の中で、変わるべきものと変わらないものがあることを高等教育機関とその構成員が改めて意識し、高等教育機関自らが、「建学の精神」や「ミッション」、教育研究についての説明責任を果たしていくこと、さらにはその「強み」と「特色」を社会に分かりやすく発信していくことが重要である。

（研究力の強化と社会との関係）

多様で卓越した新しい「知」は、未知のものへ挑戦する全ての学術研究の中で生み出され、第5期科学技術基本計画等で目指しているイノベーションの創出や科学技術の発展に大きく資するものであり、学術研究の成果を社会的・経済的価値の創造に結び付け、社会からのニ

ーズに忠えていくことは高等教育の役割の一つである。他方、新興国が成長し先進諸国間でも国際競争が激しくなる中で、論文数や論文の引用状況から見た日本の地位は相対的に低下傾向にあり、日本の存在感が薄れてきている。大学の研究力を引き上げるとともに、先端的な研究を推進することにより、イノベーションを創出していくことが重要である。

また、高等教育機関における学術研究は、専門化・細分化された分野の中だけで収まらない学際的・学融合的な研究が進められるようになってきている。知識や技術の全てを個人や一つの組織で生み出すことが困難な時代になっており、新たな知識や価値の創出に多様な専門性を持つ人材が結集し、チームとして活動することの重要性がますます高まっている。学術研究の成果もまた、社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成していくことが必要である。

なお、一概に研究といっても、その成果は多方面にわたる。科学技術との関連や、政策形成への貢献といった直接的な関係性の強いものだけではなく、例えば、社会発展や世界平和への貢献の基礎となる知見の集積や、個人の生活や内省につながる知的探求等は、本来、大学が担うべき重要な社会的な機能である。

（産業界との協力・連携）

新卒一括採用や年功序列などのこれまでの雇用慣行を見直す動きが見え始めている中、これらの動きは、高等教育の変化の大きな後押しになる。通年採用導入による、ポテンシャル採用からジョブ型採用への転換や、大学教育の質と学修成果を活用した採用活動の拡大などは、産業界が取り組んでいくべき課題である。労働集約型経済から知識集約型経済への転換を真剣に考えていく際に、高等教育と産業界等との協力関係は欠かせない。経済・社会の発展をもたらす高等教育の在り方について、人材を育成する側と人材を活用する側で議論と理解を深めていく必要がある。

その際、今後更に重要性の増すリカレント教育については、知識の最新化や新たな知識を学ぶことのみならず、多様な学生が相互に学び合うことを実現するために、産業界の雇用の在り方、働き方改革と、高等教育が提供する学びのマッチングが必要不可欠である。また、大学内外の資源を有効活用していくことは重要であり、ガバナンスにおいても、教育研究を充実する際にも、学外の協力を得ていくための産業界等との協力関係、連携関係を充実していく必要がある。

さらに、大学と社会の接続を考える際には、学修者が自らを社会の一員として自覚し、自らの学びの社会的意味を理解し、学修の質を向上させる機会としての「インターンシップ」の充実等が求められる。また、学修者が複数の大学間や企業間、大学と企業の間などを行き来しながら、時間をかけて複線型にキャリアを形成していくことが可能となるためには、大

学と産業界共に今まで以上に流動性を高めていくことが重要である。これらの観点から、海外などで見られる大学での学修と企業での勤務を両立させるような学び方を検討することも必要¹⁴である。

（地域との連携）

「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」とは、各人が望む地域で、自らの価値観を大切にして生活していくことができる社会であり、地域に住む人自らがその環境を維持し、その価値を創造していくものである。

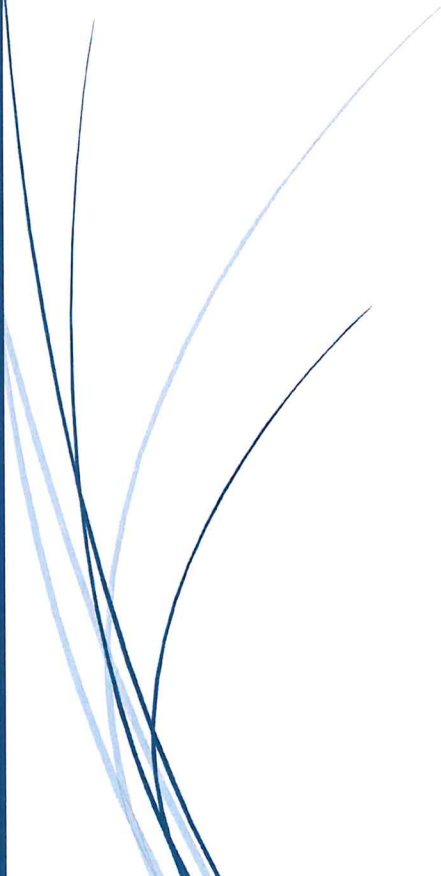
人口減少下においてそのような社会を実現するためには、地方の産業における生産性の向上、高付加価値化のみならず、公共交通や教育機関、医療機関の提供、労働力の確保等、地域全体の維持・発展が必要である。そのいずれにおいても、高等教育が果たす役割は重要であり、知的な蓄積のある教員の存在や人材の育成、教育研究成果を活用した産学連携等により、地域の教育・医療・インフラ・防災・産業等を支えている。

また、高等教育機関、特に大学の自発的な研究機能は、教育機能とともに、地方創生にとって極めて重要な役割を担っている。それぞれの地域の社会、経済、文化の活性化のリソースや、特色・誇りの源泉であるとともに、地元産業や新規の企業立地における好条件となり、更には地域における国際交流の推進、国際化への対応への直接的な拠点ともなる。

なお、特にリカレント教育においては、介護福祉や保育等、地域特有のニーズも数多く存在し、地方公共団体と高等教育機関が、十分に連携して進める必要がある。

¹⁴ 英国では、主に 18～19 歳の若者が企業で働きながら学位を取得できる制度（ディグリー・アプレンティスシップ＝Degree Apprenticeships）を 60 以上の大学が企業と共同で設計し、目的意識を持って主体的に学ぶ学生を育成している。本制度は、2015 年より現英国政権の重点施策となっており、学費の 3 分の 2 は政府が補助し、残りの 3 分の 1 は企業が拠出する。

地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン
～地域に貢献し、地域に支持される高等教育へ～



令和2年10月
文部科学省高等教育局

第1章 地域連携プラットフォームの必要性和意義

(1) 地域連携プラットフォームの必要性

【時代の変化へ対応】

大学等は地域社会において活躍する人材を育成するのみならず、地域経済・地域社会を支える基盤としても重要な様々な機能を持つ存在です。これらの機能を十分に果たしていくためには、地域社会でどのような人材が必要なのか、地域社会は大学等の教育研究機能に何を求めているのか、大学等は地域社会に対してどのような貢献ができるのかについて、恒常的に情報を把握・共有し、地域社会を構成する関係者間で真剣に考えることが必要です。

とりわけ、各地域においては、人口減少、高齢化、産業構造の変化、グローバル化、地方創生、一極集中型から遠隔分散型への転換といった劇的な変化の中で、Society 5.0 時代を担う人材育成に向けて、教育界、行政、産業界等が多面的な連携に基づき、地域社会のニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と高い能力をもった人材育成に取り組むことが今以上に問われてくるものと考えられます。

この先、我が国の人口は減り続けるという事実と正面から向き合い、地域を支える大学等、地方公共団体、産業界等がどのような行動を起こすべきかを話し合い、対策を講じていくことが必要です。また、地域の課題は非常に複雑で困難なものも多く、また絶えず変化していくものです。もはや、それぞれの立場からのみで地域課題の解決やイノベーションを創出することは限界になっていると考えられます。

また、大学等は地域と共に発展していく存在でもあり、地域の興亡は大学等の将来に大きな影響をもたらすことが考えられます。そして、Society 5.0 に向けて新しい産業を創出し、地域社会を豊かなものに変えていく好機と捉えて取り組む姿勢も重要であり、それが大学等の発展につながるものと考えられます。

例えば、地域の大学等と産業界が連携を強化することで、AI やビッグデータ等の技術革新を最大限活用してイノベーションを起こし、それぞれが抱える課題解決を図り、新たな価値や産業を生み出す可能性³や、大学キャンパス全体をそのための共創拠点（イノベーション・コモンズ）⁴として活用することが期待されています。

³ 「Society 5.0 に向けた大学教育と採用に関する考え方」（2020 年 3 月 31 日採用と大学教育の未来に関する産学協議会・報告書）

⁴ 「イノベーション・コモンズ」とは、ソフト・ハードの取組が一体となり、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレーヤーが共創できる拠点（「次期国立大学法人等施設整備計画策定に向けた中間まとめ」（令和 2 年 7 月今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議））

第2期周南市

まち・ひと・しごと創生

総合戦略

〔令和3年度改訂版〕

令和4年3月
周 南 市

推進施策

（４）高等教育機関等との連携

周南公立大学や徳山工業高等専門学校をはじめとした高等教育機関等やそこで学ぶ学生は、本市にとってかけがえのない財産であり、持続可能なまちづくりを進めていくためには、そうした意欲と能力のある若者が地域において活躍できるような仕組みが必要です。

こうしたことから市内の高等学校や高等教育機関、行政機関、企業等が連携し、地域産業を担う人材の育成をはじめ、魅力ある就業先や雇用の創出などに取り組み、若者の地元就職率の向上を図るとともに、市内高等教育機関等の持続的な発展を支援します。

また、地元の人材を育成し、地元が求める人材として還元していく地域人材循環構造を確立するなど、活力ある人材の育成や若者の一層の地元定着や多様化する政策課題の解決を図ることを目的とし、周南公立大学との政策連携の強化に取り組みます。



重要業績評価指標（KPI）	現状（R1 年度）	目標（R6 年度）
市内の高等教育機関を卒業し、就職した学生の市内就職率（年間）	14% (H31年4月1日～R2年3月31日)	21%

主な取組

①教育機関との連携強化

具体的な取組内容

●三者（周南市・周南公立大学・徳山高専）連携等の強化

平成18（2006）年度に地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的として協定を締結した三者連携の取組をさらに強化するとともに、県内高等教育機関や地域産業界とも様々な形で連携・協働しながら、学生の地元就職率の向上を図ります。

●高等学校におけるコミュニティ・スクールの推進

県は、令和2（2020）年度までに県内の全高等学校にコミュニティ・スクールを導入することとしており、本市においても市内高等学校の学校運営協議会に積極的に参画し、高校やPTA、企業などと連携しながら、学生の地域への愛着を育むとともに地域の活性化を図ります。

●PBL（project based learning）の推進

教育機関と企業や行政が連携し、学生が主体的に学びながら地域の課題解決に向けたプロジェクトを企画・実践する教育プログラムであるPBLに県内大学と取り組みます。

具体的な取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
三者（周南市・周南公立大学・徳山高専）連携等の強化					
高等学校におけるコミュニティ・スクールの推進					
PBLの推進					

主な取組

②地元企業が求める人材の育成

具体的な取組内容

●市内企業インターンシップ事業の推進（再掲）

山口県インターンシップ推進協議会と連携し、市内企業のインターンシップ事業実施を推進します。

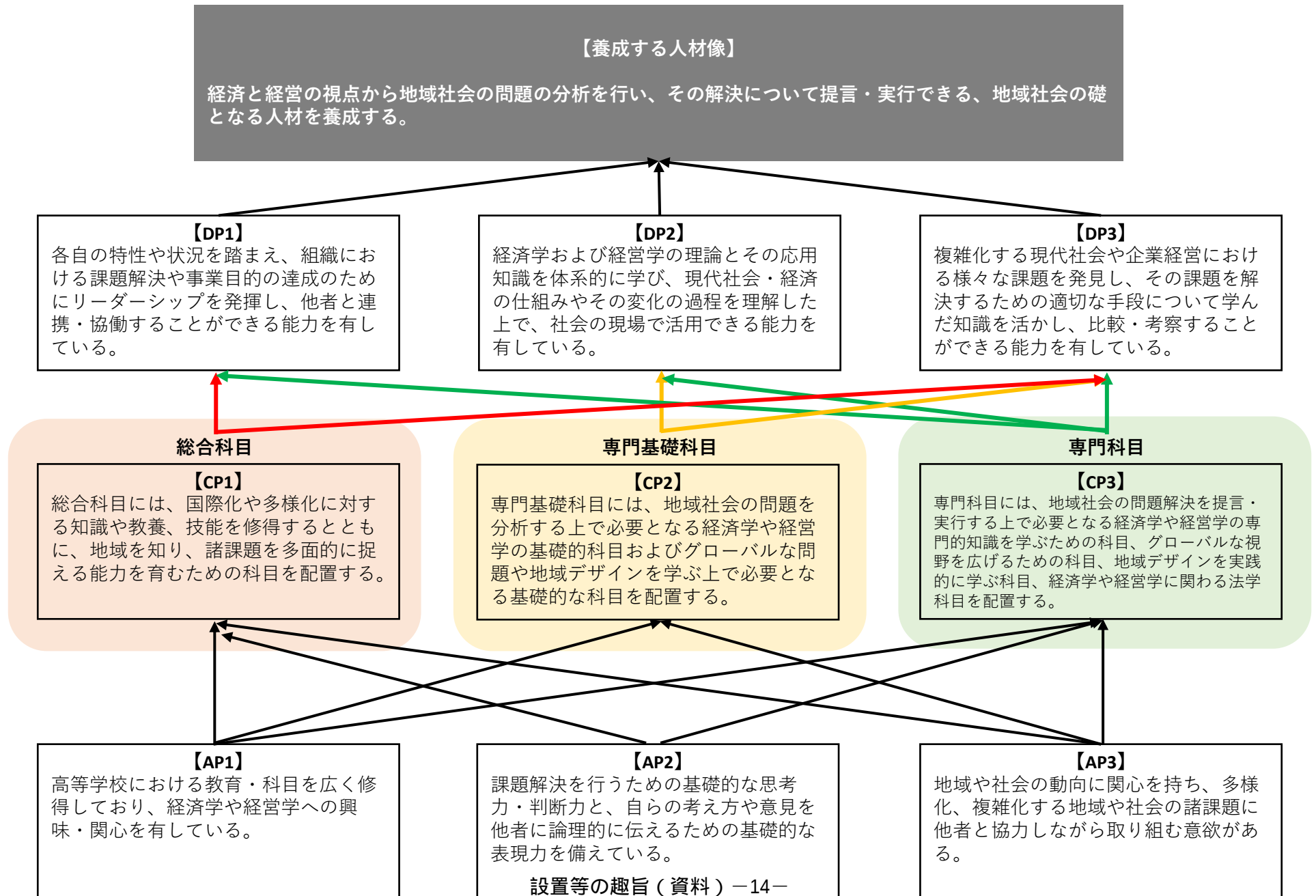
●徳山大学公立化の検討

地域人材循環構造の確立を目指し、徳山大学の公立化について、高校生の進学ニーズや企業の採用ニーズの把握、学部学科の改編、市との政策連携についての可能性、また市財政への影響などについて、外部有識者の意見も取り入れながら、総合的に検討します。

●周南公立大学との政策連携強化 **新**

地域貢献型大学をめざす周南公立大学と市との政策連携を強化し、大学を「地域の成長エンジン」とした地方創生、地域人材循環構造の確立、若者によるまちの賑わいの創出を実現するため、大学を生かしたまちづくりをさらに進めます。

具体的な取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
市内企業インターンシップ事業の推進（再掲）	→				
徳山大学公立化の検討	→				
周南公立大学との政策連携強化			→		



		<養成する人材像> 経済と経営の視点から地域社会の問題の分析を行い、その解決について提言・実行できる、地域社会の礎となる人材を養成する。																	
CP		1年				2年				3年				4年				DP	
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期			
CP1 総合科目には、国際化や多様化に対する知識や教養、技能を修得するとともに、地域を知り、諸課題を多面的に捉える能力を育むための科目を配置する。		西南Well-being創生入門				西南Well-being創生論													
		持続可能な社会とダイバーシティ		異文化コミュニケーション															
		教養スポーツ実習Ⅰ		教養スポーツ実習Ⅱ															
				健康とスポーツ															
		メンタルヘルス入門		人の健康生活		健康と福祉													
				地域づくり論		社会調査法入門				アントレプレナーシップ入門		ソーシャルアントレプレナーシップ							
				西南地域文化講座															
				西南地域と産業				地域ゼミ											
								デザインシンキング											
								ワークショップデザインⅠ		ワークショップデザインⅡ		ワークショップデザインⅢ							
CP2 専門基礎科目には、地域社会の問題を分析する上で必要となる経済学や経営学の基礎的科目およびグローバルな問題や地域デザインを学ぶ上で必要となる基礎的な科目を配置する。		倫理学Ⅰ		倫理学Ⅱ		日本史Ⅰ		日本史Ⅱ											
		哲学				外国史Ⅰ		外国史Ⅱ											
		日本国憲法				人文地理学Ⅰ		人文地理学Ⅱ		地誌学Ⅰ		地誌学Ⅱ							
		心理学Ⅰ		心理学Ⅱ															
		社会学		中国語Ⅰ		中国語Ⅱ													
		数学		韓国語Ⅰ		韓国語Ⅱ													
				ドイツ語Ⅰ		ドイツ語Ⅱ													
				教養ゼミ		アカデミックライティング													
				情報リテラシー		データサイエンス入門													
CP3 専門科目には、地域社会の問題解決を提言・実行する上で必要となる経済学や経営学の専門的知識を学ぶための科目、グローバルな視野を広げるための科目、地域デザインを実践的に学ぶ科目、経済学や経営学に関わる法学科目を配置する。		Python入門				情報社会論													
		総合英語初級Ⅰ		総合英語初級Ⅱ		総合英語初中級Ⅰ		総合英語初中級Ⅱ		総合英語中上級Ⅰ		総合英語中上級Ⅱ							
		英会話初級Ⅰ		英会話初級Ⅱ															
		留学英語				ビジネス英会話		ビジネス英作文				グローバル英語							
				キャリア形成活動Ⅰ		キャリア形成活動Ⅱ													
CP1 経済学・経営学の視点を学ぶ		経済学入門Ⅰ		経済学入門Ⅱ		ミクロ経済学Ⅰ													
						マクロ経済学Ⅰ													
		経営学入門Ⅰ		経営学入門Ⅱ															
		経済史Ⅰ		日本経済概論		財政学		ミクロ経済学Ⅱ											
		統計学基礎Ⅰ				金融論		マクロ経済学Ⅱ											
								経済政策											
								地域経済論Ⅰ											
								ファイナンス論											
CP2 簿記初級Ⅰ 企業概論Ⅰ						マーケティング論Ⅰ		経営管理論		流通論									
						経営史Ⅰ		商業学											
						経営組織論Ⅰ													
						経営戦略論Ⅰ													
CP3 創造的問題解決						都市計画論													
						地域デザイン実践													
						地域コンテンツデザイン													
CP1 経済学・経営学の視点を学ぶ						ミクロ・マクロ経済学演習		行動経済学		環境経済学									
								都市経済学		都市経済学演習									
										公共経済学									
								租税論		地方財政論									
										自治体の業務を学ぶ									
										地域政策論									
										社会政策									
										地域経済論Ⅱ		経済地理学							
										証券投資論									
CP2 簿記初級Ⅱ 企業概論Ⅱ		経済史Ⅱ		日本経済史															
		統計学基礎Ⅱ		経済統計		経済統計		計量経済学											
CP3 創造的問題解決						経営史Ⅱ		人的資源管理論		環境経営									
						経営組織論Ⅱ		財務管理論											
						経営戦略論Ⅱ		マーケティング・リサーチ											
						マーケティング論Ⅱ													
								管理工学											
						財務会計論		管理会計論		税務会計論									
						簿記初級Ⅱ		簿記中級Ⅰ		簿記上級Ⅰ		簿記上級Ⅱ							
						企業概論Ⅱ		中小企業論											
CP1 経済学・経営学の視点を学ぶ						政治制度論													
CP2 簿記初級Ⅱ 企業概論Ⅱ						中国経済論		開発途上国論											
						外国書読読（英語）		経済統合論											
						国際経済学Ⅱ													
						国際政治経済学Ⅱ													
						国際マーケティング論		アジアビジネス論											
						国際ビジネス特論Ⅰ		国際ビジネス特論Ⅱ											
CP3 創造的問題解決																			
CP1 経済学・経営学の視点を学ぶ						アントレプレナーシップ実践													
						コンテクストデザイン実践		デジタルファブリケーション演習											
CP2 簿記初級Ⅱ 企業概論Ⅱ		法律学Ⅰ		民法Ⅰ		民法Ⅱ													
		法律学Ⅱ		商法Ⅰ		商法Ⅱ													
CP3 創造的問題解決																			

経済経営学部 カリキュラム・ポリシーと科目の相関

《各CPを達成するために特に関連度が高い科目には○》

区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数	CP1 総合科目には、国際化や多様化に対する知識や教養、技能を修得するとともに、地域を知り、諸課題を多面的に捉える能力を育むための科目を配置する。	CP2 専門基礎科目には、地域社会の問題を分析する上で必要となる経済学や経営学 の基礎的科目およびグローバルな問題や地域デザインを学ぶ上で必要となる基礎的な科目を配置する。	CP3 専門科目には、地域社会の問題解決を提言・実行する上で必要となる経済学や経営学の専門的知識を学ぶための科目、グローバルな視野を広げるための科目、地域デザインを実践的に学ぶ科目、経済学や経営学に関わる法学科目を配置する。
総合科目	た人 め間の の形 科成 目と 群個性 伸長の	周南Well-being創生入門	1前	2	○		
		周南Well-being創生論	2前	2	○		
		持続可能な社会とダイバーシティ	1・2・3・4前	2	○		
		異文化コミュニケーション	1・2・3・4後	2	○		
		教養スポーツ実習Ⅰ	1前	1	○		
		教養スポーツ実習Ⅱ	1・2・3・4後	1	○		
		健康とスポーツ	1・2・3・4後	2	○		
		人の健康生活	1・2・3・4後	1	○		
		健康と福祉	2・3・4前	2	○		
		メンタルヘルス入門	1・2・3・4前	1	○		
	創地 造域 のの た持 め続 的的 科発 目展 群と 価値	地域ゼミ	2通	2	○		
		社会調査法入門	2・3・4前	2	○		
		地域づくり論	1・2・3・4後	2	○		
		周南地域文化講座	1・2・3・4後	2	○		
		周南地域と産業	1・2・3・4後	2	○		
		デザインシンキング	1・2・3・4通	2	○		
		アントレプレナーシップ入門	2・3・4前	2	○		
		ソーシャルアントレプレナーシップ	2・3・4後	2	○		
		ワークショップデザインⅠ	2・3・4通	2	○		
		ワークショップデザインⅡ	3・4通	2	○		
		ワークショップデザインⅢ	4通	2	○		
	リベ ラル アーツ 科目群	倫理学Ⅰ	1・2・3・4前	2	○		
		倫理学Ⅱ	1・2・3・4後	2	○		
		哲学	1・2・3・4前	2	○		
		日本史Ⅰ	2・3・4前	2	○		
		日本史Ⅱ	2・3・4後	2	○		
		外国史Ⅰ	2・3・4前	2	○		
		外国史Ⅱ	2・3・4後	2	○		
		人文地理学Ⅰ	2・3・4前	2	○		
		人文地理学Ⅱ	2・3・4後	2	○		
		日本国憲法	1・2・3・4前	2	○		
		心理学Ⅰ	1・2・3・4前	2	○		
		心理学Ⅱ	1・2・3・4後	2	○		
		社会学	1・2・3・4前	2	○		
		地誌学Ⅰ	3・4前	2	○		
		地誌学Ⅱ	3・4後	2	○		
		数学	1・2・3・4前	2	○		
		中国語Ⅰ	1・2・3・4後	2	○		
		中国語Ⅱ	2・3・4前	2	○		
		韓国語Ⅰ	1・2・3・4後	2	○		
		韓国語Ⅱ	2・3・4前	2	○		
		ドイツ語Ⅰ	1・2・3・4後	2	○		
		ドイツ語Ⅱ	2・3・4前	2	○		
総合科目	リテ ラシー 科目群	教養ゼミ	1前	2	○		
		アカデミックライティング	1・2・3・4後	2	○		
		情報リテラシー	1前	2	○		
		データサイエンス入門	1後	2	○		
		Python入門	1・2・3・4前	2	○		
		情報社会論	2・3・4前	2	○		
		総合英語初級Ⅰ	1前	1	○		
		総合英語初級Ⅱ	1後	1	○		
		総合英語初中級Ⅰ	2前	1	○		
		総合英語初中級Ⅱ	2後	1	○		
		総合英語中上級Ⅰ	3・4前	1	○		
		総合英語中上級Ⅱ	3・4後	1	○		
		英会話初級Ⅰ	1前	1	○		
		英会話初級Ⅱ	1後	1	○		
		留学英語	1・2・3・4前	1	○		
		ビジネス英会話	2・3・4前	2	○		
		ビジネス英作文	2・3・4後	1	○		
		グローバル英語	3・4後	2	○		
		キャリア形成活動Ⅰ	1通	2	○		
		キャリア形成活動Ⅱ	2通	2	○		

区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数	CP1 総合科目には、国際化や多様化に対する知識や教養、技能を修得するとともに、地域を知り、諸課題を多面的に捉える能力を育むための科目を配置する。	CP2 専門基礎科目には、地域社会の問題を分析する上で必要となる経済学や経営学 の基礎的科目およびグローバルな問題や地域デザインを学ぶ上で必要となる基礎的な科目を配置する。	CP3 専門科目には、地域社会の問題解決を提言・実行する上で必要となる経済学や経営学の専門的知識を学ぶための科目、グローバルな視野を広げるための科目、地域デザインを実践的に学ぶ科目、経済学や経営学に関わる法学科目を配置する。
専門基礎科目	入門科目	経済学・経営学の視点を学ぶ	1前	2		◎	
		経済学入門Ⅰ	1前	2		◎	
		経済学入門Ⅱ	1後	2		◎	
		経営学入門Ⅰ	1前	2		◎	
		経営学入門Ⅱ	1後	2		◎	
		ミクロ経済学Ⅰ	2前	2		◎	
		マクロ経済学Ⅰ	2前	2		◎	
	基礎科目	歴史経済学・学部の分析理論群・政策・歴史	経済史Ⅰ	1・2・3・4前	2	◎	
			統計学基礎Ⅰ	1・2・3・4前	2	◎	
			日本経済概論	1・2・3・4後	2	◎	
			財政学	2・3・4前	2	◎	
			金融論	2・3・4前	2	◎	
			ミクロ経済学Ⅱ	2・3・4後	2	◎	
			マクロ経済学Ⅱ	2・3・4後	2	◎	
			経済政策	2・3・4後	2	◎	
			地域経済論Ⅰ	2・3・4後	2	◎	
			ファイナンス論	2・3・4後	2	◎	
		史・経営学部の分析理論群・歴史	簿記初級Ⅰ	1・2・3・4前	2	◎	
			企業概論Ⅰ	1・2・3・4前	2	◎	
			マーケティング論Ⅰ	2・3・4前	2	◎	
			経営史Ⅰ	2・3・4前	2	◎	
			経営組織論Ⅰ	2・3・4前	2	◎	
			経営戦略論Ⅰ	2・3・4前	2	◎	
			経営管理論	2・3・4後	2	◎	
			商業学	2・3・4後	2	◎	
			流通論	3・4前	2	◎	
		ルグ群ローバ	国際経済学Ⅰ	2・3・4後	2	◎	
			国際政治経済学Ⅰ	2・3・4後	2	◎	
			アジア経済論	3・4前	2	◎	
			グローバルビジネス論	3・4前	2	◎	
		イ地域デザイン群	創造的問題解決	1・2・3・4前	2	◎	
			都市計画論	2・3・4前	2	◎	
			地域デザイン実践	2・3・4前	2	◎	
			地域コンテンツデザイン	2・3・4前	2	◎	
専門科目	経済学の理論・政策・歴史・分析群		ミクロ・マクロ経済学演習	2・3・4後	2		◎
			行動経済学	3・4前	2		◎
			都市経済学	3・4前	2		◎
			都市経済学演習	3・4後	2		◎
			環境経済学	3・4後	2		◎
			公共経済学	3・4後	2		◎
			租税論	3・4前	2		◎
			地方財政論	3・4後	2		◎
			自治体の業務を学ぶ	3・4後	2		◎
			社会保障論Ⅰ	2・3・4前	2		◎
			社会保障論Ⅱ	2・3・4後	2		◎
			地域政策論	3・4前	2		◎
			社会政策	3・4前	2		◎
			地域経済論Ⅱ	3・4前	2		◎
			経済地理学	3・4後	2		◎
			地域経済と金融	2・3・4後	2		◎
			証券投資論	3・4前	2		◎
			経済史Ⅱ	1・2・3・4後	2		◎
			日本経済史	2・3・4前	2		◎
			統計学基礎Ⅱ	1・2・3・4後	2		◎
			経済統計	2・3・4前	2		◎
			中級統計学	2・3・4後	2		◎
			計量経済学	3・4前	2		◎
	経営学の理論・歴史・分析群		経営史Ⅱ	2・3・4後	2		◎
			経営組織論Ⅱ	2・3・4後	2		◎
			経営戦略論Ⅱ	2・3・4後	2		◎
			人的資源管理論	3・4前	2		◎
			財務管理論	3・4前	2		◎
			環境経営	3・4後	2		◎
			マーケティング論Ⅱ	2・3・4後	2		◎
			マーケティング・リサーチ	3・4前	2		◎
			管理工学	3・4後	2		◎
			財務会計論	2・3・4前	2		◎
			原価計算論	2・3・4後	2		◎
			管理会計論	3・4前	2		◎
			税務会計論	3・4後	2		◎
			簿記初級Ⅱ	1・2・3・4後	2		◎
			簿記中級Ⅰ	2・3・4前	2		◎
			簿記中級Ⅱ	2・3・4後	2		◎
			簿記上級Ⅰ	3・4前	2		◎
			簿記上級Ⅱ	3・4後	2		◎
			企業概論Ⅱ	1・2・3・4後	2		◎
			中小企業論	2・3・4前	2		◎

区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数	CP1 総合科目には、国際化や多様化に対する知識や教養、技能を修得するとともに、地域を知り、諸課題を多面的に捉える能力を育むための科目を配置する。	CP2 専門基礎科目には、地域社会の問題を分析する上で必要となる経済学や経営学 の基礎的科目およびグローバルな問題や地域デザインを学ぶ上で必要となる基礎的な科目を配置する。	CP3 専門科目には、地域社会の問題解決を提言・実行する上で必要となる経済学や経営学の専門的知識を学ぶための科目、グローバルな視野を広げるための科目、地域デザインを実践的に学ぶ科目、経済学や経営学に関わる法学科目を配置する。
専門科目	グローバル群	中国経済論	3・4前	2			◎
		開発途上国論	3・4後	2			◎
		経済統合論	3・4後	2			◎
		国際経済学Ⅱ	3・4前	2			◎
		政治制度論	2・3・4前	2			◎
		国際政治経済学Ⅱ	3・4前	2			◎
		国際ビジネス特論Ⅰ	1・2・3・4後	2			◎
		国際ビジネス特論Ⅱ	2・3・4前	2			◎
		アジアビジネス論	3・4後	2			◎
		グローバル企業分析	3・4後	2			◎
		国際マーケティング論	3・4前	2			◎
		外国書講読（英語）	3・4前	2			◎
	地域デザイン群	アントレプレナーシップ実践	3・4前	2			◎
		コンテキストデザイン実践	3・4前	2			◎
		デジタルファブ리케이션演習	3・4後	2			◎
	法学科目	法律学Ⅰ	1・2・3・4後	2			◎
		法律学Ⅱ	1・2・3・4後	2			◎
		民法Ⅰ	2・3・4前	2			◎
		民法Ⅱ	2・3・4後	2			◎
		商法Ⅰ	2・3・4前	2			◎
		商法Ⅱ	2・3・4後	2			◎
	目科習演	専門ゼミⅠ	3通	4			◎
		専門ゼミⅡ	4通	4			◎

経済経営学部 履修モデル

科目区分		1 年				2 年				3 年				4 年			
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期	
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位
総合科目	人間形成と個性伸長のための科目群	周南well-being創生入門	2	教養スポーツ実習Ⅱ	1	周南well-being創生論	2										
		教養スポーツ実習Ⅰ	1	健康とスポーツ	2												
	地域の持続的発展と価値創造のための科目群					地域ゼミ※通年	1	地域ゼミ※通年	1								
						アントレプレナーシップ入門	2										
	リベラルアーツ科目群	倫理学Ⅰ	2	倫理学Ⅱ	2	日本史Ⅰ	2	日本史Ⅱ	2	地誌学Ⅰ	2	地誌学Ⅱ	2				
		日本国憲法	2	心理学Ⅱ	2	外国史Ⅰ	2	外国史Ⅱ	2								
		心理学Ⅰ	2			人文地理学Ⅰ	2	人文地理学Ⅱ	2								
	リテラシー科目群	教養ゼミ	2	データサイエンス入門	2	総合英語初中級Ⅰ	1	総合英語初中級Ⅱ	1								
		情報リテラシー	2	総合英語初級Ⅱ	1												
		総合英語初級Ⅰ	1	英会話初級Ⅱ	1												
		英会話初級Ⅰ	1														
		キャリア形成活動Ⅰ※通年	1	キャリア形成活動Ⅰ※通年	1	キャリア形成活動Ⅱ※通年	1	キャリア形成活動Ⅱ※通年	1								
専門基礎科目	入門科目	経済学・経営学の視点を学ぶ	2	経済学入門Ⅱ	2	ミクロ経済学Ⅰ	2										
		経済学入門Ⅰ	2	経営学入門Ⅱ	2	マクロ経済学Ⅰ	2										
		経営学入門Ⅰ	2														
	基礎科目	経済学の理論・政策・歴史・分析群				財政学	2	ミクロ経済学Ⅱ	2								
								マクロ経済学Ⅱ	2								
		経営学の理論・歴史・分析群	簿記初級Ⅰ	2		マーケティング論Ⅰ	2	商業学	2								
								経営管理論	2								
		グローバル群						国際経済学Ⅰ	2	アジア経済論	2						
	地域デザイン群	創造的問題解決	2														
専門科目	経済学の理論・政策・歴史・分析群									地域政策論	2	公共経済学	2				
												地方財政論	2				
	経営学の理論・歴史・分析群			簿記初級Ⅱ	2	財務会計論	2	マーケティング論Ⅱ	2								
								原価計算論	2								
	グローバル群					政治制度論	2			国際経済学Ⅱ	2						
										国際マーケティング論	2						
	地域デザイン群									アントレプレナーシップ実践	2						
										コンテクストデザイン実践	2						
	法学科目			法律学Ⅰ	2												
				法律学Ⅱ	2												
	演習科目									専門ゼミⅠ※通年	2	専門ゼミⅠ※通年	2	専門ゼミⅡ※通年	2	専門ゼミⅡ※通年	2

合計	124単位		26		22		25		23		16		8		2		2		
				48				48				24				4			

・・・必修科目

令和 6 年度 キャリア形成活動評価報告書

所 属	周南公立大学	学 籍 番 号	※本学で記入させていただきます	フリガナ	
				氏 名	

事業所さま所在地 社判障がございましたらご利用ください

事業所さま名

研修部署（配属先）	研 修 期 間	欠勤日数	遅刻・早退

下記の評価項目について、該当するものに○をつけてください。

(A.優れている B.普通 C.不十分である)

項 目	主 な 着 眼 点	評 価
1. インターンシップ に対する自覚	就業体験を通じて、専門分野へのより深い興味・関心を高める等の自覚が深められたか	A・B・C
2. 人格	礼儀・作法、言動、責任感等	A・B・C
3. 勤務態度	出勤状況、勤務中の態度、人間関係等	A・B・C
4. 実務能力	業務遂行状況等	A・B・C
総合所見		総合評価（○をつけてください） A：研修生として優れている。 B：研修生として十分に努力した。 C：いまだ積極的な研修への取り組みが望まれる。 D：研修の効果が全く認められない。

研修担当責任者さま（評価記載者）	印
------------------	---

承諾書徴収先

No.	企業	業種	人数
1	徳山興産株式会社	鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業	10
2	共同産業株式会社	建設業	10
3	トクヤマ海陸運送株式会社	運輸業、郵便業	10
4	洋林建設株式会社	建設業	10
5	徳機株式会社	はん用・生産用・業務用機械器具製造業	10
6	株式会社九内	建設業	10
7	アイザワ証券株式会社	金融業	50
8	株式会社ビークルーエッセ	その他のサービス業	5
9	エルクホームズ株式会社	建設業	15
10	有限会社ヤマモト工業	建設業	4
11	東洋ボデー株式会社	小売業	5
12	株式会社山口オートガラス	小売業	10
13	若山石油株式会社	小売業	5
14	株式会社京瀧	運輸業、郵便業	10
15	株式会社三知	小売業	6
16	社会福祉法人ひかり苑	社会保険・社会福祉・介護事業	6
17	株式会社岩崎宏健堂	小売業	10
18	株式会社アイテックス	情報通信業	5
19	第一生命株式会社	保険業	6
20	山口合同ガス株式会社	電気・ガス・熱供給・水道業	5
21	株式会社日本セレモニー	複合サービス事業	20
22	総合警備保障株式会社	その他のサービス業	4
23	株式会社ケイ・アール・ワイ・サービスステーション	その他の専門・技術サービス業	35
24	岡田産業株式会社	不動産取引・賃貸・管理業	10
25	株式会社山陽パーツ	小売業	5
27	西京銀行		50
26	有限会社パートナーパブリシティ	その他の専門・技術サービス業	5
28	徳山商工会議所		10
29	(株)スズキ自販山口		5
			346

選抜方法とアドミッション・ポリシーの相関表（経済経営学部）

入学者選抜の種別		選抜内容	評価割合 (%)	アドミッション・ポリシー		
				AP①【知識・技能】 高等学校における教育・科目を 広く修得しており、経済学や経営学への興味・関心を有している。	AP②【思考力・判断力・表現力】 課題解決を行うための基礎的な 思考力・判断力と、自らの考え 方や意見を他者に論理的に伝えるための基礎的な表現力を備えている。	AP③【主体性・多様性・協働性】 地域や社会の動向に関心を持ち、多様化、複雑化する地域や社会の諸課題に他者と協力しながら取り組む意欲がある。
一般選抜	前期日程	大学入学 共通テスト	60%	○	○	
		個別学力検査	40%	○	○	
		出願書類	－			○
	公立大学 中期日程	大学入学 共通テスト	78%	○	○	
		個別学力検査	22%	○	○	
		出願書類	－			○
学校推薦型選抜	全国枠 ・ 地域枠	小論文	50%	○	○	
		面接	25%		○	○
		出願書類	25%	○		○
総合型選抜		グループ プレゼンテーション	総合評価		○	○
		小論文		○	○	
外国人留学生選抜 ・ 特別選抜 (帰国子女、社会人)		小論文	50%	○	○	
		出願書類・面接	50%		○	○

経済経営学部 入学者選抜方法一覧

1. 一般選抜

【前期日程】

試験区分	教科・科目等			配点
大学入学 共通テスト	外国語	必須	「英語(注2)」 「フランス語」 「ドイツ語」 「中国語」 「韓国語」	200点
	国語	選択 2教科 2科目 (注1)	「国語」	400点
	数学		「数学Ⅰ」 「数学Ⅰ・数学A」 「数学Ⅱ」 「数学Ⅱ・数学B」 「簿記・会計(注3)」 「情報関係基礎(注3)」	
	理科		「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地学基礎」 「物理」 「化学」 「生物」 「地学」	
	地理歴史 ・公民		「世界史A」 「世界史B」 「日本史A」 「日本史B」 「地理A」 「地理B」 「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」 「倫理、政治・経済」	
個別学力検査	英語	選択	「コミュニケーション英語Ⅰ」 「コミュニケーション英語Ⅱ」 「コミュニケーション英語Ⅲ」 「英語表現Ⅰ」 「英語表現Ⅱ」	400点
	数学		「数学Ⅰ」 「数学A」 「数学Ⅱ」 「数学B（数列・ベクトル）」	
合計				1000点

【公立大学中期日程】

試験区分	教科・科目等			配点	
大学入学 共通テスト	外国語	必須	「英語(注2)」 「フランス語」 「ドイツ語」 「中国語」 「韓国語」	200点	700点 (注4)
	国語	選択 2教科 2科目 (注1)	「国語」	400点	
	数学		「数学Ⅰ」 「数学Ⅰ・数学A」 「数学Ⅱ」 「数学Ⅱ・数学B」 「簿記・会計(注3)」 「情報関係基礎(注3)」		
	理科		「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地学基礎」 「物理」 「化学」 「生物」 「地学」		
	地理歴史 ・公民		「世界史A」 「世界史B」 「日本史A」 「日本史B」 「地理A」 「地理B」 「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」 「倫理、政治・経済」		
個別試験	小論文			200点	
合計				1000点	

(注1) 必須1科目と、指定された教科・科目の範囲から得点の高い2教科2科目の得点を採用する。ただし次の通りとする。

①理科の「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」については、2科目で1科目とみなす。

②地理歴史・公民は1教科とみなす。

③地理歴史・公民または理科の「物理」「化学」「生物」「地学」から2科目受験している場合は、得点の高い科目の得点を採用する。

④数学、理科又は地理歴史・公民の得点を採用する場合、大学入学共通テストの得点に、2を乗じたものとする。

(注2) 大学入学共通テストの外国語「英語」の得点は、リーディング（100点満点）を160点満点に換算した得点とリスニング（100点満点）を40点満点に換算した得点を合計したものとする。

(注3) 大学入学共通テストの数学のうち、「簿記・会計」、「情報関係基礎」を選択できる者は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）においてこれらの科目を履修した者及び文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の修了（見込み）のものに限る。

(注4) 大学入学共通テストの外国語、及び(注1)にて採用された2つの科目において、もっとも得点の高い科目の得点に3/2を乗じたものを得点とし、合計700点とする。

2. 学校推薦型選抜

【全国枠・地域枠】

試験区分	教科・科目等	配点
個別試験	小論文	100点
	面接	50点
	出願書類	50点
合計		200点

3. 総合型選抜

試験区分	教科・科目等	配点
個別試験	グループプレゼンテーション	総合評価
	小論文	

4. 外国人留学生選抜、特別選抜（帰国子女、社会人）

試験区分	教科・科目等	配点
個別試験	小論文	50点
	出願書類・面接	50点
合計		100点

○公立大学法人周南公立大学職員就業規則

(令和4年4月1日規程第7－1号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 人事（第5条－第13条）
- 第3章 休職（第14条－第17条）
- 第4章 退職及び解雇（第18条－第28条）
- 第5章 勤務時間、休憩、休日（第29条－第40条）
- 第6章 休暇、休業（第41条－第52条）
- 第7章 服務規律（第53条－第62条）
- 第8章 給与・退職手当（第63条・第64条）
- 第9章 懲戒（第65条－第76条）
- 第10章 安全衛生（第77条－第79条）
- 第11章 災害補償（第80条－第83条）
- 第12章 教育・研修（第84条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、公立大学法人周南公立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の服務及び就業の条件等を定めることにより、法人の円滑な運営と秩序の維持確立を目的とするものである。

（職員の定義）

第2条 この規則において「職員」とは、法人に勤務する常勤の者（臨時的に採用された者を除く）をいう。

2 職員は、教育職員と教育職員以外の職員とに分け、「教育職員」とは、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。

（適用範囲）

第3条 この規則は、職員に適用する。

2 周南市又はその他の団体から派遣された職員の就業に関する事項については、前項の規定にかかわらず、法人と周南市又当該団体との間で締結

する取決め、協定等の規定による。

- 3 法人に勤務する者であって、臨時的に採用されたもの及び非常勤であるものの就業に関する事項については、別に定める。

(規則・規程の遵守)

第4条 職員は、法人の教育事業の発展に寄与するためこの規則及びこれに付属する諸規程を遵守し、法人秩序を維持するとともに、互いに協力してその職務を遂行し、教育事業の発展に努めなければならない。

第2章 人事

(任命権者)

第5条 職員の任免は、理事長がこれを行う。採用にあたっては、選考試験によるものとする。

(採用)

第6条 理事長は、就職を希望する者について、所定の選考手続を経て採用する者を決定する。

- 2 前項の所定の選考手続とは、書類審査、筆記試験、適性検査、面接試験及びその他の選考方法をいい、これらのうち必要な選考方法によって、職員としての適格性の有無を公正に審査した後、合格した者を職員として採用する。
- 3 就職を希望する者は、あらかじめ法人が指定した書類を提出しなければならない。
- 4 採用内定者が次の各号の一に該当するときは、内定を取消すことがある。
- (1) 前項に定める提出書類の記載事項又は面接時の発言等に虚偽や詐称があったとき
 - (2) 卒業又は所定の資格や免許の取得等採用の前提となる条件が達成されなかったとき
 - (3) 本人の責めによる事由により、指定された日から勤務を開始することができないとき
 - (4) 採用内定後に犯罪行為等があったとき又は選考時に過去の犯罪行為等を隠匿していたとき
 - (5) 暴力団体等に所属し又は関係しているとき

- (6) 雇入日に出勤しなかったとき
- (7) 採用を取り消すべき法人の運営上の理由があったとき
- (8) その他、やむを得ず採用内定を取消さざるを得ない事情が生じたとき

(採用決定者の提出書類)

第7条 職員として採用された者は速やかに次の書類を法人に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 免許状(証)、資格証明書の写し
- (3) 年金手帳（既に交付を受けている者に限る）
- (4) 源泉徴収票（雇入の年に給与所得のあった者に限る）
- (5) 雇用保険被保険者証（職歴のある者に限る）
- (6) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- (7) 通勤経路申請書
- (8) 給与振込同意書
- (9) 個人番号
- (10) その他法人が提出を求めた書類

2 理事長は、特別の理由があると認める場合には前項に掲げる書類の提出を省略し、又は猶予を与えることがある。

3 職員は、第1項に定める提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面で理事長に届け出なければならない。

(番号法等に基づく提出および手続等)

第8条 職員は、自身および扶養家族等について、理事長から番号法および関連法令等（省令やガイドライン等を含む、以下「番号法等」という。）に基づく個人番号等の提供を求められた場合には、これに応じることとする。

2 理事長は、職員から個人番号等の提供を受ける場合には、事前に使用目的を通知するものとする。

3 理事長は、職員から提供された個人番号等について、番号法等に定められた安全管理措置を講じ、番号法等で定められた範囲で利用できるものと

する。

- 4 職員は、番号法等の改正により、個人番号の使用目的が拡大される等があった場合は、その内容に伴う法人の指示に対応することとする。

(試用期間)

第9条 新たに採用された者については出勤開始日から6ヶ月間を試用期間とする。ただし、理事長が適当と認めたときはこの期間を短縮し又は設けないことがある。

- 2 試用期間中の者について、健康状態、出勤状態、勤務状況、個人成績、協調性、業務適性等を総合的に判断して本採用の可否を決定する。この決定は試用期間満了日までに行う。

- 3 理事長が、本採用の可否の決定をすることが適当でないと判断した場合、当該試用期間の延長をすることがある。

- 4 試用期間中の職員は、勤務実績が良くないこと、心身に故障があることその他の事由により引き続き雇用しておくことが適当でないと認められる場合は、解雇されることがある。

- 5 採用の日から14日以内に解雇するとき又は第65条に定める諭旨解雇もしくは懲戒解雇事由に該当したときは、即時に解雇する。

- 6 試用期間は勤続年数に通算する。

(労働契約の締結)

第10条 理事長は、職員を採用するに際しては、労働契約を締結する。この場合において、別に定めるところにより、労働契約の期間(以下「任期」という。)を定めることができる。

(勤務条件の明示)

第11条 理事長は、職員の採用に際して、給与、勤務時間、その他の勤務条件が明らかとなる書面を交付して明示する。

(異動)

第12条 理事長は、職員に対し、業務上の必要により、配置換、兼務及び在籍出向を命じることができる。この場合において、職員は正当な理由のない限りこれを拒むことはできない。

(昇格・降格)

第 13 条 職員の昇格は勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

評定の方法は別途定めるものとする。

2 理事長は、職員が次の一つに該当する場合は、降格することができる。

(1) 人事評価の結果が良くない場合

(2) 勤務実績が良くない場合

(3) 学部、大学院研究科等の設置に伴いその認可等に際し、教員審査の対象となる教育職員が、現在の職位より下位の職位の判定を受けた場合

(4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(5) その他職務に必要な適格性を欠く場合

第 3 章 休 職

(休職)

第 14 条 職員が次の各号の一に該当したときは、休職とする。なお、第 1 号の場合には、その傷病が休職期間中の療養で治癒する蓋然性が高いものに限る。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合

(3) 学校、研究所、病院等の公共施設において、その教育職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事することを理事長が承認する場合

(4) 水害、火災、その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合

(5) 前各号のほか、特別の事情があつて休職させることが適当と認めたとき

2 傷病による休職の場合、治癒とは従来の業務を健康時と同様に通常業務遂行できる程度に回復することを意味する。

(休職期間)

第 15 条 休職期間は休職事由を考慮の上、次の期間を限度として理事長が定める。

(1) 前条第 1 項第 1 号の場合

休職開始時における勤続年数	休職期間
勤続6ヶ月以上1年未満	3ヶ月
勤続1年以上5年未満	9か月
勤続5年以上10年未満	1年
勤続10年以上20年未満	1年6か月
勤続20年以上	2年

(2) 前条第1項第2号から第5号による場合 理事長が適当と認めた期間

- 2 休職期間中の給与は、公立大学法人周南公立大学職員給与規程（以下職員給与規程という）第26条の定めによる。
- 3 休職期間は、前条第1項第3号及び法人の都合による休職の場合を除き、勤続年数に算入しない。
- 4 休職者は毎月、月の初めに休職状況を法人へ報告しなければならない。
なお、傷病による休職の場合には、医師の診断書を提出すること。

（復職等）

第16条 休職期間が満了したときは、速やかに復職しなければならない。

法人は、職員の休職事由が消滅した場合は次の基準により復職させる。

- (1) 休職者が復職するときは、業務に支障のない旨の復職願いを2週間前までに提出し、法人の承認を得なければならない。
- (2) 傷病による休職者が復職するときは、業務に支障のないことを証明する医師の診断書を添えて復職願いを提出し、法人の承認を得なければならない。
- (3) 前号による診断書の提出に際し、診断書を作成した医師に対する面談のための事情聴取を法人が求めた場合、職員はその実現に協力しなければならない。
- (4) 法人は第2号に規定する診断書以外に、法人の指定する医師への受診および診断書の提出を命ずることがある。正当な理由なくこれを拒否した場合、法人は第2号の診断書を休職事由が消滅したか否かの判断材料として採用しないことがある。

2 傷病による休職の場合、職場復帰の可否は次の判断基準により決定する。

- (1) 復職に対し十分な勤労意欲を示していること

- (2) 通勤時間帯に単独で安全に通勤できること
 - (3) 所定労働日に所定労働時間を継続して就労が可能なこと
 - (4) 業務に必要な作業が行えること
 - (5) 適切な睡眠覚醒リズムが整っており、昼間に眠気がないこと
 - (6) 業務遂行に必要な注意力、集中力が回復していること
- 3 職員は、休職事由が消滅したときは、直ちに法人に届け出なければならない。
- 4 復職後 1 週間以内に同一の私傷病で再び欠勤するに至った場合は、この欠勤期間も私傷病休職期間として通算する。
- 5 休職期間満了までに休職事由が消滅しない場合は当然退職とする。

(復職の取消)

第 17 条 職員が復職後 6 ヶ月以内に同一もしくは類似の事由により欠勤ないし通常の労務提供をできない状況に至った場合、復職を取消し、直ちに休職させる。

- 2 傷病による休職の場合、ICD(国際疾病分類)の大分類が同一の疾病に関しては、前項の同一もしくは類似の事由とみなす。
- 3 第 1 項の場合の休職期間は、復職前の休職期間の残期間とする。

第 4 章 退職及び解雇

(当然退職)

第 18 条 職員が次の各号の一に該当する場合は退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 休職期間が満了したとき
- (3) 法人に連絡がなく 50 日を経過し、法人がその所在を知らないとき
- (4) 任期のある教育職員が、当該期間を満了したとき

(定年)

第 19 条 職員の定年は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育職員 満 65 歳
- (2) 教育職員以外の職員 満 60 歳

- 2 職員は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する

（定年の特例）

第 20 条 教育研究又は法人運営における特別な事情があると理事長が認める場合は、前条に規定する定年によらないことができる。

（再雇用）

第 21 条 第 1 項第 2 号の規定により退職した者について、定年後も引続き雇用されることを希望する職員について、65 歳まで継続雇用する。

2 前項の採用の取扱いについては、別に定める。

（合意退職）

第 22 条 職員が退職希望日の 1 か月以上前に理事長に退職願を提出した場合、原則として理事長はその申込みを承諾する。

2 前項の退職願の提出が希望退職日の 1 か月以上前でない場合でも、事情によりその申込みを承諾することがある。

（辞職）

第 23 条 職員は、退職の届出に対し理事長の承認がない場合には、届出から 2 週間を経過した時点で労働契約を終了させることができる。

（退職前の現実労働）

第 24 条 職員は、退職日まで従前の職務に従事し、業務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の規定に反し、法人が損害を被った場合は、理事長は損害賠償を請求することがある。

（解雇）

第 25 条 職員が次の各号の一に該当する場合は、30 日（暦日）以上前に予告して解雇する。

（1） 採用時の誓約に違反したとき、又は法人への提出書類の記載事項又は面接時に申し述べた事項が事実と相違することが判明したとき

（2） 業務遂行に支障となる恐れがある既往症を隠していたことが判明したとき

（3） 業務遂行能力又は勤務成績が不良で就業に適しないと認められたとき

（4） 特定の職種や地位に従事することを条件として雇用されたが、その

職務遂行に必要な能力に欠くとき、又は職務に必要な免許状(証)が失効したとき

(5) 精神又は身体の故障により、業務に耐えられないとき又は労務提供が不完全であると認められたとき

(6) 業務に熱意なく、配置転換するも見込みがないとき又は他に適当な配置転換箇所がないとき

(7) 出勤状態が著しく悪いとき

(8) 職務に怠慢なとき

(9) 正当な理由なく無届け欠勤を繰り返したとき

(10) 業務上の指示、命令に従わず、業務遂行に支障を来したとき

(11) 協調性を欠き、職場のチームワークを乱したとき

(12) 本規則に違反したことを上司から指摘されても改めないとき

(13) 法人の職員としての適性を欠くとき

(14) 重大な過失のあったとき

(15) 本規則に違反し、第 65 条に定める懲戒処分を受けた後も改善あるいは改悛のあとが見られないとき

(16) 懲戒解雇事由に該当するが、その程度が軽微なとき

(17) 第 12 条に定める異動又は出向命令に正当な理由なく応じないとき

(18) 定員の過剰を生じたとき

(19) やむを得ない業務の都合によるとき

(20) 組織の改廃により廃職又は過員を生じ、かつ他に適当な配置先がない場合

(21) その他、前各号に準ずる事情が生じ、職員として勤務させることが不適當と認めたとき

2 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合等で労働基準監督署長の認定を受けたときは前項の予告をせずに即日解雇する。

3 第 1 項の予告期間は労働基準法第 12 条に規定する平均賃金の支払い日数をもって当該予告期間を短縮することができる。

(解雇制限)

第 26 条 次の各号の一に該当する場合は解雇しない。

(1) 業務上の災害により療養のため休業する期間及びその後 30 日間。

ただし、療養開始後 3 年経過後も傷病が治癒せず、打ち切り補償を支払ったとき、又は法律上支払ったと認められるときはこの限りではない。

(2) 産前産後の女性職員が法定休業する期間及びその後 30 日間

2 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合で、行政官庁の認定を受けたときは、前項の規定は適用しない。

(貸与品の返還)

第 27 条 職員は、退職又は解雇の場合、直ちに法人からの貸与品を返還し、また法人に対し債務のあるときはこれを弁済しなければならない。

(退職時の証明)

第 28 条 法人は、退職又は解雇された者が退職証明書の交付を願い出た場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明事項は、使用期間、業務の種類、法人における地位、賃金、退職の理由（解雇の事由を含む）とし、本人から請求された事項のみを証明する。

3 職員が、解雇予告された日から解雇される日までの間において、解雇の事由の証明書を請求した場合は、法人はこれを遅滞なく交付する。

第 5 章 勤務時間、休憩、休日

(勤務時間)

第 29 条 1 週間の所定勤務時間は、1 か月（毎月 1 日から月末まで）ごとに平均して、1 週間あたり 40 時間以内とする。ただし、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）の職員が請求した場合には、1 か月単位の変形労働時間制は適用しない。

2 対象期間における各勤務日の始業・終業の時刻は別表 1 に定める。

3 理事長は、業務の都合により必要があるときは、前項の時刻を繰り上げ又は繰り下げることがある。

(1 年単位の変形労働時間制)

第 30 条 法人は、職員代表と、1 年以内の変形労働時間制に関する労使協定を締結した場合は、その対象となる職員については、前条の所定労働時

間及び第 35 条の休日の規定にかかわらず、その協定で定めるところによる。

2 変形期間の各日・各週の具体的な所定勤務時間は労使協定の定めによる。

3 本条は、妊産婦で請求した職員には適用しない。

(裁量労働制)

第 31 条 法人は、職員代表と、専門業務型裁量労働制に関する労使協定を締結した場合は、その対象（主として研究に従事する教育職員）とした教育職員の勤務時間は、第 29 条の所定労働時間及び第 35 条の休日の規定にかかわらず、同制度によることとし、業務の遂行手段及び時間配分については、職員の裁量に委ねるものとする。

2 専門業務型裁量労働制の適用に関し必要な事項については、労使協定の定めるところによる。

(クロスアポイントメント)

第 32 条 教員のうち、教授、准教授、講師及び助教は、クロスアポイントメント（本学の教員及び本学以外の機関の職員等の双方の身分を有し、本学及び当該他機関の業務を行うことをいう。以下同じ。）の適用を受けることがある。

2 クロスアポイントメントについて必要な事項は、別に定める。

(学外勤務)

第 33 条 職員が外勤又は出張など学外での勤務に就き、労働時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

(休憩)

第 34 条 職員の休憩時間は別表 1 の通りとする。

2 理事長は、業務上の必要性がある場合、前項に定める休憩時間の位置を変更することがある。

(休日)

第 35 条 休日は別表 2 に定める通りとする。

2 前項の休日のうち、法定休日を上回る休日は所定休日とする。

3 第 1 項にかかわらず、4 週 4 日の変形休日制を適用することがある。

(休日振替)

第 36 条 理事長は、業務上の必要性があるときは、前条の休日を 1 か月以内の他の日に振り替えることがある。この場合、振替を行う休日の少なくとも前日までに振替日を指定して、職員に通知する。

(時間外、休日、深夜勤務)

第 37 条 理事長は、業務上の必要性があるときは、職員に時間外、休日、深夜勤務を命じることがある。職員は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

2 時間外勤務、休日勤務は、労働基準監督署長に届け出た協定の範囲内で命ずる。

3 やむを得ず時間外勤務及び休日勤務の必要性が生じた場合、職員は事前に所属長に申し出て、許可を得なければならない。職員が理事長の許可なく、時間外勤務又は休日勤務により法人の業務を行った場合、当該業務に該当する部分の通常賃金及び割増賃金は支給しない。

4 妊産婦が請求した場合は第 1 項による時間外勤務、休日勤務、深夜勤務及び次条に定める災害時の勤務をさせることはない。

(災害時の勤務)

第 38 条 前条に関わらず、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要があるときは、労働基準監督署長の許可を受け又は事後の届け出により、時間外又は休日勤務をさせることがある。

(適用除外)

第 39 条 次の各号に該当する職員については、この章の勤務時間、休憩、休日に関する規定を適用しない。ただし、深夜勤務に関する事項を除く。

(1) 監督もしくは管理の地位にあるもの

(2) 機密の事務を取り扱うもの

(日直・宿直)

第 40 条 職員は業務上必要ある場合は日直又は宿直の勤務を命ぜられることがある。

第 6 章 休暇、休業

(年次有給休暇)

第 41 条 年次有給休暇の算定期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、

- 初年度は採用時に継続し又は分割した 10 労働日の年次有給休暇を与える。
- 2 次年度以降は 1 年間継続勤務し、全労働日の 8 割以上勤務した職員に対して、前年度付与された日数に 1 労働日を加算した年次有給休暇を与える。また、雇入後 3 年を超える継続勤務については、前年度の付与日数に 2 日ずつ加算する。ただし、総日数が 20 日を超えないものとする。
 - 3 前項の出勤率の算定にあたっては、年次有給休暇を取得した期間、産前産後の休業期間、育児・介護休業期間及び業務上の疾病による休業期間は出勤したものとして取り扱う。
 - 4 当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合には、その残日数は翌年度に限り繰り越される。
 - 5 年次有給休暇の期間については、通常の給与を支払う。
 - 6 理事長が認めた場合、病気、その他の理由による欠勤を年次有給休暇に振り替えすることができる。ただし、無許可欠勤に対する年次有給休暇の振替は原則認めない。
 - 7 第 1 項の年次有給休暇が 10 日以上与えられた職員に対しては、第 42 条の規定にかかわらず、付与日から 1 年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち 5 日について、理事長が職員の意見を聴取し、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。ただし、職員が第 42 条、第 43 条又は第 45 条の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を 5 日から控除するものとする。
 - 8 理事長は、前項の規定に基づき時季を指定して年次有給休暇を付与する場合は、事前に対象となる職員の意見を個別面談もしくは書面の提出を以て聴くものとするが、理事長と職員の年次有給休暇の希望時季が異なっていたとしても、理事長が時季を指定して年次有給休暇を付与することができる。
 - 9 理事長は、前項の規定に基づき時季を指定した後も、職員が自ら時季を指定して年次有給休暇を取得した場合は、理事長は当該日数分の時季指定を取り消すことができる。
 - 10 理事長は、前項の規定に基づき時季を指定した後も、職員の意見を聴いた上で指定した時季を変更することができる。

(年次有給休暇の請求手続)

第 42 条 職員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、予め所定の様式により時季を指定して所属長を経由して理事長に届け出なければならない。

2 理事長は業務の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した時季を変更することがある。

3 職員は 10 日以上 of 長期継続の年次有給休暇を申請する場合、指定する最初の休暇日より 1 週間前に届け出て、その休暇取得に関し、取得時季やその間の業務等について理事長と事前の調整を行わなければならない。

(年次有給休暇の半日単位での付与)

第 43 条 年次有給休暇は、日単位及び半日単位の付与とする。

2 半日単位の年次有給休暇の時間数は、3 時間 45 分とする。

3 半日単位の年次有給休暇は、第 44 条の年次有給休暇の時間単位での付与と併用することができる。

(時間単位年休)

第 44 条 法人は、職員代表と、時間単位年休に関する労使協定を締結した場合は、第 41 条の規定にかかわらず、同協定の定める範囲の職員に対し、各年度における年次有給休暇（前年度から繰り越されたものを含む）のうち 5 日を限度として、時間単位とする年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を付与することができる。

2 時間単位年休付与の対象者の範囲は、第 2 条に定める職員とする。

3 時間単位年休は、1 時間単位で付与する。

4 時間単位年休に支払われる給与は、所定勤務時間勤務した場合に支払われる通常の給与の 1 時間当りの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。

(年次有給休暇の計画的付与)

第 45 条 法人は、職員代表と年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定を締結した場合は、代表する者と労働基準法第 39 条第 5 項に定められる労使協定を締結した場合、第 39 条で定める年次有給休暇のうち 5 日を超える部分については、その労使協定の定めるところにより計画的に付与す

るものとする。

- 2 前項の協定が締結された場合においては、職員は協定の定めるところに従って年次有給休暇を取得しなければならない、理事長は協定の定めるところにより、年次有給休暇の取得があったものとみなす。

(特別休暇)

第 46 条 職員は別表 3 に定める特別休暇を取得することができる。

- 2 前項の休暇日数には、第 35 条の休日を含むものとする。
- 3 職員は、第 1 項の特別休暇を取得しようとする場合、理事長に対し、事前に書面により申請し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ず事前に申請することが出来ない場合、事後速やかに申請し、承認を得ることとする。
- 4 前項の手続きを怠った場合、原則として無断欠勤として扱う。
- 5 第 1 項に定める休暇については有給とする。

(生理休暇)

第 47 条 生理日の勤務が著しく困難な女性職員から生理休暇の請求があったときは、必要と認める期間の休暇を認める。

- 2 前項の休暇については無給とする。

(産前産後の休暇)

第 48 条 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以内に出産する予定の女性職員から請求があった場合は休暇を与える。

- 2 出産した女性職員には出産日の翌日から 8 週間の休暇を与える。ただし、産後 6 週間を経過した女性職員から請求があったときは、医師が支障ないと認めた業務に就かせることがある。
- 3 前各項の休暇については無給とする。

(育児時間)

第 49 条 生後満 1 歳に達しない子を養育する女性職員から請求があったときは、休憩時間のほか、1 日 2 回、1 回 30 分の育児時間を与える。

- 2 前項の時間については無給とする。

(育児休業・介護休業等)

第 50 条 育児・介護休業、育児・介護のための時間外労働・深夜業の制限、

育児・介護短時間勤務、子の看護休暇および介護休暇に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の休業及び休暇については無給とする。

（公民権行使の時間）

第 51 条 職員が、勤務時間中に選挙権その他公民としての権利を行使するため、予め申し出た場合は、必要な時間を与える。

2 前項の時間については無給とする。

（母性健康管理のための休暇等）

第 52 条 女性職員から母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために通院休暇の請求があったときは次の範囲で休暇を与える。

（1） 産前の場合

妊娠 23 週まで 4 週に 1 回

妊娠 24 週から 35 週まで 2 週に 1 回

妊娠 36 週から出産まで 1 週に 1 回

但し、医師又は助産婦（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときにはその指示により必要な時間

（2） 産後（1 年以内）の場合

医師等の指示により必要な時間

2 妊娠中又は出産後の女性職員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申し出があった場合、次の措置を講ずることとする。

（1） 妊娠中の通勤緩和

通勤緩和の指導の場合はその指導に基づき時差出勤、勤務時間の短縮等

（2） 妊娠中の休憩に関する措置

休憩時間等についての指導の場合にはその指導に基づき適宜休憩時間の延長、休憩時間の回数の増加等

（3） 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

症状等に対応する指導を受けた場合にはその指導に基づき作業の制限、休業等

3 母性健康管理のために就業中に使用する時間及び休暇の期間は無給と

する。

第7章 服務規律

(誠実義務及び職務専念義務)

第53条 職員は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に定める公立大学法人の使命と業務の公共性を自覚し、その職員にふさわしい言動に努め、法人の諸規程及び業務上の指示命令を遵守し、職務上の責任を自覚し、誠実に自己の職務を遂行するとともに、相互に協力して職場の秩序維持に努めなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(職務専念義務の免除)

第54条 職員は、勤務時間内において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ理事長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 法人の厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、理事長が定める場合

(出退勤)

第55条 職員は、出勤及び退勤の際は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 始業時刻までには出勤し、始業時刻より直ちに業務に取りかけられるようにすること

(2) 出退勤の際は、本人自ら所定の方法により、出退勤の事実を記録すること

(3) 退勤の際は計器(パソコン等)、備品、書類等を整理格納した後に
行うこと

2 次の各号の一に該当する職員に対しては、学内への入室を禁止又は退去を命ずる。

(1) 業務を妨害し、若しくは風紀秩序を乱し又はそのおそれのある者

(2) 酒気を帯びている者又は違法な薬物を使用していると認められる

者

- (3) 火器、凶器その他業務に必要でない危険物を携帯する者
- (4) 安全衛生上有害であると認められる者
- (5) 業務上必要ないにもかかわらず、学内に立入り又は残留しようとする者
- (6) 法令又は懲戒処分等により就業を禁止されている者
- (7) その他前各号に準じ就業に不都合があると認められる者
(欠勤、遅刻、早退、職場離脱)

第 56 条 職員は、私傷病その他やむを得ない事由によって欠勤、遅刻、早退、職場離脱をせざるを得ないときは事前に所属長に届け出て、その承認を得なければならない。

2 欠勤、遅刻について事前に承認が得られない特別の事情があるときは、事後速やかに申請して、その承認を得なければならない。

3 理事長は、職員が私傷病を理由に欠勤する場合に医師の診断書の提出を求めることがある。なお、理事長が必要と認めたときは、診断書を提出した者に対し、法人の指定する医師への受診を求めることがある。

(遵守事項)

第 57 条 職員は次の事項を遵守し職務に精励しなければならない。

- (1) 常に健康に留意し、明朗快活なる態度で就業すること
- (2) 担当の業務又は指示された事項は期限内に誠実に責任をもって遂行すること
- (3) 職員相互に人格を尊重し、秩序と品位の保持に努め、協力して職務の遂行を図ること
- (4) 礼儀を尊び、上長の指示に従うこと。また上長の職責にある者は所属職員の人格を尊重し、適切な指導監督を行うとともに率先してその職責を遂行すること
- (5) 職場の整理整頓につとめ、常に清潔に保つようにすること
- (6) 勤務中は、学生や他の職員等に不快の念を与えぬよう容姿を清潔に整えるとともに、外見が華美にわたることのないようにすること
- (7) 職員は学生に対し親切丁寧を旨とし、常に相手の立場を理解して、

その言動には細心の注意を払い、学生の安心と信頼を得るよう努めること

- (8) 常に防犯に注意し、防犯に関する官庁等の指示を遵守すること
- (9) 職務を妨害し又は職場の風紀秩序を乱さないこと
- (10) みだりに職場を離れ又は怠慢な行為をしないこと
- (11) 自己の職務上の権限を超えて専断的なことを行わないこと
- (12) 法人の名誉及び信用を傷つけるようなことをしないこと
- (13) 他の職員や関係先、学生と金銭貸借をしないこと
- (14) 電熱器等の火気を許可無く使用しないこと
- (15) 学内で印刷物を配布し又は掲示しようとするときは予め理事長の許可を得ること
- (16) 理事長の許可なく、学校内又は施設において、政治活動、宗教活動、社会活動、販売・勧誘活動、その他集会、演説、貼り紙、募金、署名、文書配布など、業務に関係のない活動を行わないこと
- (17) 自己の地位を利用し、学生や他の職員、取引先、関係業者等に対して金銭物品の贈与及び借用並びに供応その他の利益を与えないこと。また同様な利益を受けないこと
- (18) 法人の設備、車両、機械、器具その他の備品を大切にし、原材料その他の消耗品の節約に努め、書籍や書類は丁寧に取扱い、その保管に努めること。破損や紛失を発見したときは直ちに法人へ届け出ること
- (19) 法人の所有物を私用に供しないこと
- (20) 私事に関する金銭取引その他の証書類に理事長の許可及び了解なしに勝手に法人の名称を使用しないこと
- (21) 法人が所有する機密情報や学生情報その他の書類等を外部に持ち出し又は開示しないこと
- (22) 自己の担当であるか否かを問わず、在職中又は退職後においても、法人や関係先等の機密、機密性のある情報、個人番号、学生情報、企画案、ノウハウ、データ、ID、パスワード、法人の不利益となる事項その他業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。またインターネットのブログ、掲示板、その他のソーシャルネットワーク等に乗せないこと

(23) 本規則に反することを他人に教唆したり守れないような状態にしないこと

(24) 業務上の失敗、ミス、クレームは隠さず、ありのままに理事長に報告すること

(25) 職員は許可なく法人以外の職務に従事しないこと

(26) その他上記に準ずる事項で法人の秩序を乱し又はそのおそれを生させる行為をしないこと

(兼業)

第 58 条 職員の兼業については、別に定める。

(ハラスメントの防止)

第 59 条 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントその他ハラスメントの防止に関する事項は別に定める。

(所持品検査命令)

第 60 条 職員は学校や施設内に日常携帯品以外の私品を持ち込もうとするときは、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

2 職員は、学外に法人の物品等を持ち出す場合は、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

3 前各項に反し、職員が理事長の許可を得ずに私品を持ち込みないし、法人の物品を学外に持ち出すおそれがある場合、理事長は職員に対し、所持品の点検を求めることがある。職員はこの点検を正当な理由なくして拒否してはならない。

(電子端末の利用)

第 61 条 職員は法人が貸与したパソコン等の電子端末（以下、電子端末等という。）を業務遂行に必要な範囲で使用するものとし、私的に利用してはならない。

2 理事長は、必要と認める場合には、職員に貸与した電子端末等内に蓄積されたデータ等を閲覧することができる。

(携帯電話の利用)

第 62 条 職員は、就業時間中に理事長の許可なく、個人の携帯電話を私的に利用してはならない。

第8章 給与・退職手当

(給与)

第63条 職員の給与については公立大学法人周南公立大学職員給与規程の定めるところによる。

(退職手当)

第64条 職員の退職手当については公立大学法人周南公立大学職員退職手当規程の定めるところによる。

第9章 懲戒

(懲戒の種類及び程度)

第65条 懲戒は、その情状により次の区分に従って行う。

- (1) 戒告 理事長が文書をもって将来を戒める。
- (2) 譴責 始末書を提出させ将来を戒める。
- (3) 減給 始末書を提出させ1回の額が平均賃金の半額、総額が1給与支払期における給与総額の10分の1の範囲内で減給する。
- (4) 降職 始末書を提出させ、役付を免じ、もしくは引き下げる。
- (5) 停職 始末書を提出させるほか12か月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (6) 諭旨解雇 懲戒解雇相当の事由がある場合で本人に反省が認められるときは本人に説諭して解雇する。
- (7) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは解雇予告手当(平均賃金の30日分)も支給しない。

(戒告、譴責、減給、降職又は停職)

第66条 職員が、次の各号の一に該当するときは、その程度により戒告、譴責、減給、降職又は停職を行う。

- (1) 正当な理由なく事前の申請を行わず又は事前の承認を得ずに、欠勤、遅刻、早退又は職場離脱をしたとき(申請があっても正当な理由がなく理事長が承認しない場合を含む)
- (2) 正当な理由なく、諸規程、通達又は職務上の指示・命令に従わなかったとき

- (3) 勤務に関する手続き、その他の届出を怠ったとき又は偽りの届出をしたとき
- (4) 所属長の指示、命令に違反し、職場の秩序を乱したとき
- (5) 他の職員に対する暴行、脅迫以外の行為により職場内の秩序を乱したとき
- (6) 職責を尽くさず、災害、業務上の障害その他の事故を発生させたとき
- (7) 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったとき
- (8) 性的言動又は類似する形態の行為により、職員の有する具体的職務遂行能力の発揮を阻害ないし、そのおそれを生じさせたとき
- (9) 嫌がらせ行為等を行ったとき
- (10) 法人の機密もしくは個人情報(番号利用法上の特定個人情報ファイルを含む。)を外部に漏らしたとき、あるいは漏らそうとしたとき又は内部のもしくは他の事業所の機密や個人情報を不正に入手したとき
- (11) 不正な手続き又は虚偽の報告によって法人を欺いたとき
- (12) 正当な理由なく、理事長が命じる出張、配置転換、職種変更、出向を拒んだとき
- (13) 安全又は衛生に関する規定に違反し、指示に従わなかったとき
- (14) 法人の金銭又は物品を本人の過失により紛失したとき
- (15) 本人の過失により法人の金銭又は物品の盗難にあったとき
- (16) 故意又は過失により職場において法人の物品を損壊し、法人に損害を与えたとき
- (17) 過失により職場において出火、爆発を引き起こしたとき
- (18) 経費の不正な処理をしたとき
- (19) 職員間で金銭の貸借を行い、職場秩序を乱したとき
- (20) 理事長の許可なく学校内又は施設内において集会を開き又は演説、放送、掲示、印刷物の貼付、配布の行為をしたとき
- (21) 職場のパソコンを規程やその他の指示に反して使用し、コンピューターウイルス等に感染させるなどして業務の運営に支障を生じさせた

とき又はその職務に関連しない不正な目的で使用し、業務の運営に支障を生じさせたとき

(22) 取引先、学生等に関して、自ら、若しくは他の役員・職員、又はその親族と関係があることを理由に有利な取扱いを行ったとき

(23) 業務上で以下の交通事故又は交通法規違反行為を行ったとき

ア 業務時間中に人に傷害を負わせる交通事故を起こしたとき

イ 業務時間中に酒酔い運転をしたとき

ウ 業務時間中に酒気帯び運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をしたとき、又はこの場合において物の損壊にかかる交通事故を起こして措置義務違反をしたとき

エ 業務時間外に飲酒の上運転して人に傷害を負わせたとき

オ 業務時間中又は業務時間外に、酒酔い運転又は酒気帯び運転と知りながら同乗したとき、又は酒酔い運転又は酒気帯び運転になることを知りながら飲酒を勧めたとき

(24) 業務外で非行行為により法人の名誉・信用を損ない又は法人に損害を及ぼしたとき、その他業務外の非行行為により社会秩序を乱したとき

(25) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき
(諭旨解雇又は懲戒解雇)

第 67 条 職員が、次の各号の一つに該当するときは、その情状に応じ、諭旨解雇又は懲戒解雇とする。

(1) 重要な経歴を偽り、その他不正な方法を用いて採用されたとき

(2) 法人の許可なく、在籍のまま他の役員に就任し又は他に雇用され、あるいは他に営業をなしたとき

(3) 職場において暴行、脅迫、監禁その他これに類する行為のあったとき

(4) この規則及び諸規程又は業務上の指示、命令に違反し、行為態様が悪質なとき

(5) 正当な理由なく又は無届欠勤が継続して 14 日以上に及んだとき

(6) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における

上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をしたとき、又は相手方の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき

(7) 他の職員に対し、職権を背景として部下を抑圧した上で暴行若しくは脅迫行為をしたとき、又は他の職員に対する嫌がらせ行為等を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき

(8) 正当な理由なく、理事長が命じる配置転換、職種変更、出向又は昇格を拒んだとき

(9) 業務外において、法人の名誉・信用を著しく損ない又は法人に重大な損害を及ぼしたとき、その他学内の秩序が著しく乱された場合でその行為態様が悪質なとき

(10) 法人の重大な機密を外部に漏らし、あるいは漏らそうとし又は内部のもしくは他の事業所の重大な機密を不正に入手したとき

(11) 前号に違反し、法人の経営に関し、真相を歪曲して宣伝流布を行い又は法人に対して不当な誹謗中傷を行うことにより、法人の名誉・信用を毀損し法人に損害を与えたとき

(12) 刑法その他の法律に触れる行為をなし、法人の名誉を著しく傷つけ、職員として不適格と理事長が認めたとき

(13) 法人又は他人の金銭、物品を不正に持ち出し、あるいは窃取、搾取又は横領したとき

(14) 職務に関連し、不当な金品その他の利益を受け又は要求する行為を行ったとき

(15) 人を欺いて法人の金銭又は物品を交付させたとき

(16) 業務上の報告等を偽り、法人に対して重大な損害・影響を及ぼしたとき

(17) 故意により法人に重大な損害を与えたとき

(18) 故意に届出を怠り又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給したとき

- (19) 職場のパソコンを規程やその他の指示に反して使用し、コンピューターウイルス等に感染させるなどして業務の運営に支障を生じさせたとき、又はその職務に関連しない不正な目的で使用し、業務の運営に支障を生じさせ、法人に重大な損害を与えたとき
- (20) 再三、懲戒を受けるも改悛の情が認められないとき
- (21) 公務員等に贈賄行為を行ったとき
- (22) 業務上で以下の交通事故又は交通法規違反行為を行った場合
- ア 無免許運転を繰り返し、その他しばしば交通規程違反の運転をしたとき
 - イ 勤務時間中に酒酔い運転で人を死亡させ、もしくは重篤な傷害を負わせたとき
 - ウ 業務時間外に法人の所有車を飲酒の上運転して人に重篤な傷害を負わせ、もしくは死亡させたとき、又は業務時間外に法人所有車を飲酒の上運転して人に傷害を負わせた場合で、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたとき
- (23) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき
(管理監督者の監督責任)

第 68 条 管理監督者の指導ならびに管理不行届きにより、所属員が懲戒処分を受けたときは、管理監督者を懲戒処分することがある。

(弁明の機会)

第 69 条 理事長は必要あると認められたときは、本人又は関係者を出席させて、当該事案について説明又は陳述を求めるものとする。

(決定の通知)

第 70 条 理事長は懲戒の決定をしたときは、遅滞なく具申書にその結果を記録し、理事長より本人に通知する。

(懲戒前自宅待機措置)

第 71 条 職員の行為が諭旨解雇又は懲戒解雇事由に該当し、もしくはそのおそれがある場合、調査又は審議決定するまでの間、自宅待機を命ずることがある。なお、自宅待機の期間は給与を支給しない。

(懲戒の軽減)

第 72 条 情状酌量の余地があり又は改悛の情が明らかに認められる場合は、懲戒を軽減し、又は免除することがある。

(教唆及び幫助)

第 73 条 職員が、他人を教唆し又は幫助して第 66 条又は第 67 条に掲げる行為をさせたときは、行為に準じて懲戒に処す。

(加重)

第 74 条 第 66 条各号の一つの懲戒処分を受けた者が、その後 1 年以内にさらに懲戒に該当する行為をしたとき、又は同時に 2 つ以上の懲戒該当行為をしたときは、その懲戒を加重する。

(損害賠償)

第 75 条 職員が故意又は過失によって法人に損害を与えたときは、懲戒されたことによって損害の賠償を免れることはできない。

(秘密保持・個人情報の取扱い)

第 76 条 秘密保持に関する事項については、別に定める。

2 個人情報の取扱いに関する事項については、別に定める。

第 10 章 安全衛生

(安全衛生)

第 77 条 法人は労働安全衛生法及びその他の関係法令に基づき、職員の安全衛生の確保及び改善を図るため、必要な措置を講ずる。

2 理事長は、安全衛生に関する法令、諸規程及び指示を守り、安全衛生、災害防止及び保健、衛生に努めなければならない。次の事項については特に遵守しなければならない。

- (1) 安全衛生に関する規程並びに安全・衛生管理者等の命令、指示に従うこと
- (2) 職場の整理整頓に努め、災害を未然に防止すること
- (3) 消火設備その他危険防止のために設けられた設備を許可なく除去、変更等その効力を失わせるような行為をしないこと
- (4) 療養及び病後の就業については、理事長の指示に従うこと

(健康診断)

第 78 条 法人は労働安全衛生法及びその他の関係法令に基づき、職員に対

し、毎年1回以上健康診断を行う。

- 2 職員は、正当な理由なく前項の健康診断を拒否してはならない。これに反した場合、第65条に規定する懲戒処分を行うことがある。
- 3 職員は、第1項に規定する定期健康診断の結果に異常の所見がある場合には、法人の指定する医師による再検査を受診しなければならない。正当な理由なくこれに反した場合には、理事長は当該職員の労務提供の受領を拒否する場合がある。
- 4 第1項に掲げる定期健康診断又は第3項に掲げる再検査の結果、必要があると認められるときは、就業を一定期間禁止し又は職場を変更するなどの措置をとることがある。
- 5 第1項に掲げる定期健康診断又は第3項に掲げる再検査以外にも、職員に対し、健康診断の受診ないし法人の指定する医師への健診を命じることがある。なお、正当な理由なくこれを拒否した場合には、理事長は当該職員の労務提供の受領を拒否する場合がある。

(就業禁止)

第79条 法人は労働安全衛生法及びその他の関係法令に基づき、職員が次の各号の一つに該当するときは就業を禁止する。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染病にかかったとき
 - (2) 精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるとき
 - (3) 心臓、肝臓、肺、腎臓などの疾病で勤務のために病勢が著しく増悪するおそれがあるとき
 - (4) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかったとき
 - (5) 前各号の他、感染症法等の法令に定める疾病にかかったとき
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、次の各号の一つに該当する者については、その就業を禁止することがある。
- (1) 職員の心身の状況が業務に適しないと判断したとき
 - (2) 当該職員に対して、国等の公の機関から外出禁止又は外出自粛の要請があったとき
 - (3) 前項第1号以外の伝染するおそれのある疾病にかかった者又は疾

病のため他人に害を及ぼすおそれのある者で医師が就業不相当と認めたとき

- 3 職員は、第1項第1号及び第2項の場合又はその疑いがある場合、直ちに所属長へ報告しなければならない。
- 4 職員と同居の家族又は同居人が伝染性の疾病に感染した場合、もしくはその疑いがある場合又は住居付近において伝染性の疾病が発生した場合、直ちに所属長へ報告し、必要な指示を受けなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定により就業禁止された期間は無給とする。ただし、第4項に該当する場合、疾病の感染を予防する必要がある場合の他法人が必要と認めるときは、その期間については平均賃金の100分の60を支払うものとする。

第11章 災害補償

(災害補償)

第80条 職員が業務上又は通勤途上において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、法令の定めるところにより補償を行う。

(災害補償の例外)

第81条 負傷、疾病又は死亡の原因が職員の故意又は重大な過失による場合、又は天災地変による場合はこの規則による補償は行わない。

(補償を受ける権利)

第82条 この規則に定める補償を受ける権利は、職員の退職によって変更されることはない。また、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(第三者の行為による事故)

第83条 法人は、第三者の行為によって生じた災害に対して補償を行ったときは、その補償の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合に、補償を受けるべき職員が当該第三者により同一の事由につき損害賠償を受けたときは、法人はその金額の限度において、この規則による災害補償を行わない。
- 3 第1項又は第2項における第三者に対する損害賠償請求権又は第三者により受けた損害賠償額には、それぞれ保険会社に対する保険金請求権又

は保険会社により受けた保険金額を含むものとする。

第12章 教育・研修

(教育・研修)

第84条 理事長は、法人の業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

2 職員は、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

3 教員は、その職責を遂行するために、業務に支障のない限り、理事長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 教員は、理事長の定めるところにより、長期にわたる研修を受けることができる。職員は、職務上必要とされる知識又は技能の習得により職員の能力開発及び向上を図ることを目的として、必要に応じ教育訓練を行うとともに、外部の教育訓練に参加させることがある。

附 則

この規則は、令和4年4月1日より施行する。

別表1（第29条、第34条関係）

始業時刻	終業時刻	休憩時間	実働時間
8時45分	17時30分	11時30分～13時30分 の間に1時間	7.75時間
8時45分	12時30分	なし	3.75時間
13時30分	17時30分	なし	4.00時間

別表2（第35条関係）

①	毎日曜日（法定休日）
②	毎土曜日
③	国民の祝日に関する法律に規定する休日
④	年末年始（日時はその都度決める）
⑤	その他理事長が指定する日

別表3（第46条関係）

本人が結婚するとき	7日
-----------	----

【資料13】

子女（養女を含む）の結婚のとき	3 日
配偶者の出産のとき	3 日
配偶者・父母（養父母を含む）子女（養女を含む）が死亡したとき	7 日
祖父母（養祖父母を含む）・伯叔父母・兄弟姉妹・孫又は配偶者の父母が死亡したとき	3 日
配偶者の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者が死亡したとき	2 日
その他必要と認めた場合	法人が認めた期間

○公立大学法人周南公立大学職員の定年の特例に関する規程

(令和4年4月1日規程第7－8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人周南公立大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第20条の規定に基づき、職員の定年の特例について必要な事項を定めるものとする。

(定年の特例)

第2条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その対象となる職員の定年については、就業規則第19条に規定する定年によらず、当該各号に掲げる年齢とすることができる。

(1) 学部、大学院研究科等の設置に伴い、教員を採用する場合 完成年度(学部、大学院研究科等の開設後、学年進行が終了する年度をいう。以下同じ。)の末日におけるその者の年齢

(2) 学部、大学院研究科等の設置に伴い、法人に在職している教員を当該学部、大学院研究科等に所属の教員とする場合 完成年度の末日におけるその者の年齢

(3) 法人の能率的な運営に資するため、専門的かつ豊富な経験を有する者を理事長が指定する職(管理職手当が支給される管理又は監督の地位にある職に限る。)に採用する場合 65歳(その者の採用日から65歳に達する日以後における最初の3月31日までの期間が5年に満たない場合にあつては、採用日の属する年度の4月1日における年齢に5を加えた年齢)

2 前項第2号に該当し、同項の規定により定年の特例措置を講ずる場合は、定年の変更に関する労働契約を締結しなければならない。

(その他)

第3条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月23日から施行する。

月													火												
期	科目名	単位数	基礎科目	スポーツ	看護	福祉	情報	区分	開講曜日	担当者	教室	科目名	単位数	基礎科目	スポーツ	看護	福祉	情報	区分	開講曜日	担当者	教室			
1 時 限	1 Q 実践英語(情報)	3					○		月1金1	内田 善彦	1142	実社会とデータ分析	1		○				○		月2火1	矢島 安敏	1141		
	2 Q 社会調査法	3					○		月1金1 月1金1	羽瀨 由子	1142	社会調査法	3						○		月2火1	羽瀨 由子	1142		
	前期	1 データ分析基礎	1					○		月1金1	土屋 敏夫	1141	計算機概論	1						○		月2火1	野村 典文、他	1141	
		2 情報行動心理学	3					○		月1金1	羽瀨 由子	1142	AI・推薦システム	3						○		月2火1	西郷 彰	オンライン	
		総合英語初級Ⅰ(クラス6)	1					○			丹羽 仁美	1121	ソーシャルワークの基礎と専門職Ⅰ	1						○		社	竹下 徹	S1304	
		英会話初級Ⅰ(クラス8)	1					○			ダーシー	1123	日本史Ⅰ	2	○	○				○			小林 啓祐	S1303	
		経営学入門Ⅰ(クラス1)	1	○							木全 晃	1125	権利擁護を支える法制度	2						○			脇野 幸太郎	S1302	
		経営学入門Ⅰ(クラス2)	1	○							石谷 康人	S1303	高齢者看護学概論	2						○			田淵啓二	S1402	
		小児看護学概論(前)	2					○			井上 みゆき	S1402	財務会計論	2	○	○							林 徳順	S1301	
		精神看護学概論(後)	2					○			羽生 貞親、他	S1402	地域デザイン実践	2	○	○							長澤 雅彦、他	1122	
		スポーツ傷害論Ⅰ(身体・産後外傷)	2		○						小笠 博義	611	中国経済論	3	○	○							呉 賢	1121	
		上級日本語Ⅰ	2	○							佐野 千亜紀	1122	財務管理論	3	○	○							長澤 賢一	1123	
		地域マネジメント論	2・3・4					○			伊藤 敏安	S1302	スポーツ産業学演習	3		○							中嶋 健	611	
		国際マーケティング論	3	○							呉 賢	S1304	疫学演習	4			○						鶴田来美	S1404	
	リコンディショニング論	3		○						久保 誠司	601	リコンディショニング実習Ⅱ	4		○							小野 高志	601		
	都市経済学	3	○							伏木 貞文	S1301														
	通年	1 地域ゼミ	2	○	○						清原 泰治	521													
		2 地域ゼミ	2	○	○						岡井 理香	522													
		3 地域ゼミ	2	○	○						瀬尾 賢一郎	523													
		4 地域ゼミ	2	○	○						長澤 雅彦	524													
	後期	1 総合英語初級Ⅱ(クラス6)	1					○			丹羽 仁美	1121	心理学Ⅱ	1	○	○							武田 朋昭	1125	
		英会話初級Ⅱ(クラス8)	1					○			ダーシー	1123	法律学Ⅰ	1	○	○							水野 陽一	1124	
		健康まちづくり論	1・2・3・4					○			難波 利光	S1304	コミュニケーション論	1						○			杉本 吉恵	S1404	
		スポーツ医学	1		○						小笠 博義、他	611	ソーシャルワークの基礎と専門職Ⅱ	1						○			守本 友美	S1304	
		経営学入門Ⅱ(クラス1)	1	○							木全 晃	S1302	子どもの遊びと援助	1・2・3・4						○			金子 幸	S1301	
		経営学入門Ⅱ(クラス2)	1	○							石谷 康人	S1303	地域公共政策論	1・2・3・4	○	○				○	○		伊藤 敏安	S1302	
		女性アスリートスポーツ論	2					○			松生 香里	601	日本史Ⅱ	2	○	○							小林 啓祐	S1303	
		地域・在宅支援論	2					○			家根明子、他	S1402	中級統計学	2	○	○							河田 正樹	1122	
経済地理学		2・3・4	○							岩本 直	1125	小児看護方法	2						○			井上みゆき、他	S1402		
メンタルトレーニング演習		3		○						水崎 佑毅	心理学実験室	スポーツ産業学実習	3		○							中嶋 健	611		
グローバル企業分析		3・4	○							伏木 貞文	1124	看護政策論(前)	4	○					○			岩澤 和子	S1401		
												看護教育(後)	4						○			渡邊 淳子	S1401		
											リコンディショニング実習Ⅲ	4		○							佐野村 学、他	601			
3 Q	1 線形代数基礎	1					○		月1金1	道山 知成	1141	VBAプログラミング	1						○		月2火1	呉 勲	1141		
	2 コーパス言語学	3					○		月1木1	立部 文崇	1142														
	3 データサイエンス概論	1					○		月1金4	矢島 安敏	1141	情報エンジニアリング概論	1						○		月2火1	野村 典文	1141		
	4 Q																								
2 時 限	1 Q 実践英語(情報)	3					○		月2火1	矢島 安敏	1141	数値解析	3						○		火2金2	内田 善彦	1142		
	2 Q 社会調査法	3					○		月2火1	羽瀨 由子	1142	社会調査法	3						○		月2火1	羽瀨 由子	1142		
	前期	1 計算機概論	1					○		月2火1	野村 典文、他	1141	マーケティングリサーチ	3	○					○		月4火2	谷村 琢也	オンライン	
		2 AI・推薦システム	3					○		月2火1	西郷 彰	オンライン													
		総合英語初級Ⅰ(クラス7)	1					○			丹羽 仁美	1121	周南Well-being創生入門	1	○	○	○	○	○	○		火23 火23	渡部 明	1125.1141	
		総合英語初級Ⅰ(クラス1)	1					○			新枝 美帆	1122	中国語Ⅱ	1	○	○				○			河村 玉	521	
		総合英語初級Ⅰ(クラス9)	1	○							中光 義亮	531	中国語Ⅱ	2・3・4	○	○				○			河村 玉	521	
		総合英語初級Ⅰ(クラス11)	1	○							田中 数恵	532	ダンス(クラス1)	2		○							大庭 尚子	多目的スタジオ	
		総合英語初級Ⅰ(クラス13)	1	○							原田 浩子	533	マーケティング論Ⅰ	2	○	○							呉 賢	S1304	
		英会話初級Ⅰ(クラス6)	1					○			ダーシー	1123	民法Ⅰ	2	○	○							田村 耕一	1123	
		英会話初級Ⅰ(クラス3)	1					○			トラバス・キャンヘル	534	社会福祉法人会計	2・3・4						○			梅田 勝利	S1302	
		英会話初級Ⅰ(クラス12)	1	○							シヨーナ	1124	メンタルトレーニング論	3		○							水崎 佑毅	601	
		英会話初級Ⅰ(クラス14)	1	○							Scott Tracey	535	多職種協働演習	3						○			守本 友美	S1303	
		中級日本語	1	○						留	山本 晋也、他	525	国際経済学Ⅱ	3	○								村岡 浩次	S1301	
	心理学と心理的支援	1					○			藤川 卓也	S1304	疫学演習	4					○				鶴田来美	S1404		
	社会福祉法制	2					○			脇野 幸太郎	S1303														
	健康まちづくり論	2					○			清原 泰治、他	611														
	社会政策	3	○							難波 利光	S1301														
	多職種連携	3					○			稲垣 円	S1302														
	幼児体育	3・4					○			大平光子、他	S1401														
	スポーツバイオメカニクス演習	4		○						瀬尾 賢一郎	記念館														
	レクリエーション実習	3		○						西山 健太	多目的スタジオ														
	レクリエーション実習	4		○						中嶋 克成	601														
	通年	1 地域ゼミ	2	○	○						岩本 直	521													
		2 地域ゼミ	2	○	○						佐藤 裕哉	522													
		3 地域ゼミ	2	○	○						小林 啓祐	523													
		4 地域ゼミ	2	○	○						石谷 康人	524													
	後期	1 総合英語初級Ⅱ(クラス7)	1					○			丹羽 仁美	1121	中国語Ⅰ	1	○	○	○		○			火23 火23	河村 玉	521	
総合英語初級Ⅱ(クラス1)		1					○			新枝 美帆	1122	中国語Ⅰ	1・2・3・4	○	○				○			河村 玉	521		
総合英語初級Ⅱ(クラス9)		1	○							中光 義亮	531	マーケティング論Ⅱ	2	○					○			呉 賢	S1304		
総合英語初級Ⅱ(クラス11)		1	○							田中 数恵	532	介護演習Ⅰ	1・2・3・4						○			北村 光子	S1303		
総合英語初級Ⅱ(クラス13)		1	○							原田 浩子	533	小児看護方法	2						○			井上みゆき、他	S1402		
英会話初級Ⅱ(クラス6)		1					○			ダーシー	1123	スポーツ傷害論Ⅱ(後													

	期	月										火												
		科目名	履修年次	履修学期	スポーツ	看護	福祉	情報	区分	開講曜限	担当者	教室	科目名	履修年次	履修学期	スポーツ	看護	福祉	情報	区分	開講曜限	担当者	教室	
4時限	1Q	感性情報処理	2					○		月4火6	土屋 敏夫	1142	情報科学概論	1						○		火4金4	木島 正明、他	1142
		モデリングの数理	3							月4木2	小柳 淳二	1141												
	2Q	Python応用	1					○		月4金4	酒井 徹也	1142												
		マーケティング・リサーチ	3	○				○		月4火2	谷村 琢也	オンライン												
	前期	総合英語初級Ⅰ(クラス3)	1			○				月34 月34	新枝 美帆	1122	人間と健康	1		○	○	○	○		火34 火34	中嶋健、他	1125	
		英会話初級Ⅰ(クラス2)	1			○					トラバス・キャンヘル	534	経済学入門Ⅰ(クラス1)	1	○							岩本 直	S1304	
		英会話初級Ⅰ(クラス10)	1		○						ショーナ	1124	経済学入門Ⅰ(クラス2)	1	○							村岡 浩次	1141	
		英会話初級Ⅰ(クラス13)	1		○						Scott Tracey	535	ビジネス英会話	2	○				○			ポーリーン	1121	
		総合英語初級Ⅰ(クラス5)	2					○			西村 浩子	1121	人文地理学Ⅰ	2	○							佐藤 裕哉	1123	
		ビジネス日本語Ⅰ	2			○					山本 晋也	524	児童・家庭福祉	2					○			竹下 徹	S1303	
		国際ビジネス特論Ⅱ	2			○					赤木 真由、他	S1303	財政学	2	○							田尾 真一	1124	
		スポーツ心理学	2			○					水崎 佑毅	601	ベースボール型球技	2		○						北 哲也	学内グラウンド	
		ヘルスアセスメント	2					○			杉本吉恵、他	S1402	基礎看護技術Ⅱ(診療に伴う技術)	2					○			杉本吉恵、他	S1402	
		セクシュアル・プロダクティブ看護実践(前)	3					○			大平光子、他	S1401	スポーツ生化学	3		○						奥本 正	601	
		精神看護実践(後)	3					○			羽生貞親、他	S1401	小児看護実践(前)	3					○			半田浩美、他	S1401	
		教育実習基礎講座Ⅱ	4	○	○				○		渡部 明、他	611	高齢者看護実践(後)	3					○			田淵啓二、他	S1401	
		保育ソーシャルワーク演習	4					○			牛島 豊広	S1301	公民科教育法Ⅰ	3	○							大坂 遊	1122	
													グローバルビジネス論	3	○							呉 賛	S1301	
	通年	専門ゼミⅠ	3	○							岡本 次郎	521												
		専門ゼミⅠ	3	○							石谷 康人	522												
		専門ゼミⅠ	3	○							稲垣 円	531												
		専門ゼミⅠ	3	○							岩本 直	532												
後期	総合英語初級Ⅱ(クラス3)	1			○				月34	新枝 美帆	1122	韓国語Ⅰ	1	○	○			○		火45 火45	李 萬善	1141		
	英会話初級Ⅱ(クラス2)	1			○					トラバス・キャンヘル	534	韓国語Ⅰ	1-2-3-4					○			李 萬善	1141		
	英会話初級Ⅱ(クラス10)	1		○						ショーナ	1124	韓国語Ⅰ	2				○		李 萬善		1141			
	日本語会話中上級Ⅰ	1		○						立部 文崇	523	経済学入門Ⅱ(クラス1)	1	○							岩本 直	S1304		
	介護演習Ⅲ	1-2-3-4					○			北村 光子	S1301	経済学入門Ⅱ(クラス2)	1	○							村岡 浩次	S1301		
	生活と経済経営	1				○				田尾 真一、他	S1304	音楽理論	1-2-3-4					○			井町 美貴子	S1303		
	生活と経済経営	1-2-3-4					○			田尾 真一、他	S1304	地域企業会計	1-2-3-4					○			梅田 勝利	S1302		
	生活と経済経営	2						○		田尾 真一、他	S1304	国際マーケティング論	2	○							呉 賛	1124		
	英会話初級Ⅱ(クラス13)	2		○						Scott Tracey	535	機能解剖学Ⅱ(下肢・上肢)	2		○						小笠 博義、他	611		
	総合英語初級Ⅱ(クラス5)	2					○			西村 浩子	1121	公民科教育法Ⅱ	3	○					○		大坂 遊	1122		
	高齢者看護方法	2					○			田淵 哲二、他	S1402	グローバル英語	3	○	○				○		ボーリーン・ポールダウン	1121		
	ビジネス日本語Ⅱ	2		○						山本 晋也	524	デジタルファブリケーション演習	3	○							富本 浩一郎	601		
	陸上競技(クラス2)	2			○					西山健太、他	総合グラウンド													
	教育実習基礎講座Ⅰ	3	○	○				○		渡部 明、他	611													
保育ソーシャルワーク論	3-4					○		竹下 徹	S1302															
3Q	企業とデータ分析	1					○		月4木3	谷村 琢也	オンライン	経営と数理モデル	2	○					○		火4金5	小柳 淳二	1142	
	微分積分基礎	1					○		月4木3	木島 正明	601	シミュレーション	2	○					○		火4金5	内田 善彦	1142	
5時限	1Q	品質管理とデータ分析	3					○		月5金3	小柳 淳二	1141												
	2Q																							
	前期	倫理学Ⅰ	1	○			○			月5・金5 月5・金5	寺田 篤史	S1303	持続可能な社会とダイバーシティ	1	○	○	○	○	○		火45 火45	中嶋健、他	S1304	
		倫理学Ⅰ	1-2-3-4					○			寺田 篤史	S1303	持続可能な社会とダイバーシティ	1-2-3-4					○			呉 賛、他	S1304	
		教師論	1			○			○		渡部 明	1125	教育原理	2	○	○			○			渡部 明	1141	
		ドイツ語Ⅱ	2			○			○		新枝 美帆	1121	基礎看護技術Ⅱ(診療に伴う技術)	2				○				杉本吉恵、他	S1402	
		ドイツ語Ⅱ	2-3-4					○			新枝 美帆	1121	地域コンテンツデザイン	2	○							長澤 雅彦	1123	
		教育方法論Ⅰ	2			○			○		大坂 遊	1142	地理歴史科教育法Ⅰ	3	○							大坂 遊	1122	
		経営戦略論Ⅰ	2			○					石谷 康人	S1304	スポーツ産業学	3		○				○		中嶋 健	611	
		高齢期疾病治療論	2					○			尾形 聡、他	S1402	行動経済学	3	○							田島 正士	S1302	
		ドイツ語Ⅱ	3					○			新枝 美帆	1121	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	3					○			輪倉 一広	S1303	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	3					○			竹下 徹	S1302	簿記上級Ⅰ	3	○							田村 匡礼	S1301	
		スポーツ傷害評価演習	3			○					久保 誠司	601	地区活動論	4					○			鶴田来美、他	S1404	
		公衆衛生看護管理論	4					○			鶴田来美、他	S1401												
	通年	専門ゼミⅠ	3	○							長澤 賢一	521												
		専門ゼミⅠ	3	○							河田 正樹	522												
専門ゼミⅠ		3	○							木全 晃	523													
専門ゼミⅠ		3	○							小林 啓祐	524													
後期	ドイツ語Ⅰ	1	○	○				○	月5・金5 月5・金5	新枝 美帆	1121	韓国語Ⅰ	1	○	○			○		火45 火45	李 萬善	1141		
	ドイツ語Ⅰ	1-2-3-4					○			新枝 美帆	1121	韓国語Ⅰ	1-2-3-4					○			李 萬善	1141		
	ドイツ語Ⅰ	2					○			新枝 美帆	1121	韓国語Ⅰ	2				○		李 萬善		1141			
	国際ビジネス特論Ⅰ	1			○					赤木 真由、他	S1303	介護基礎理論Ⅱ	1-2-3-4					○			北村 光子	S1304		
	教育方法論Ⅱ	2			○			○		大坂 遊	1142	道徳教育	2	○	○			○			渡部 明	1142		
	経営戦略論Ⅱ	2			○					石谷 康人	S1304	ファイナンス論	2	○							長澤 賢一	S1303		
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	3					○			守本 友美	S1302	ミクロ・マクロ経済学演習	2	○							村岡 浩次	1121		
	こころとからだのしくみ	1-2-3-4					○			原田 昌範、他	S1301	地理歴史科教育法Ⅱ	3	○							大坂 遊	1122		
3Q	フィンテック・ブロックチェーン	3					○		月5木3	内田 善彦	1141	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	3					○		小林 武生	S1302			
4Q	AI・コンピュータと人間	3					○		月5木3	児玉 満、他	1141	レクリエーション演習	3	○	○					中嶋 克成	601			
												簿記上級Ⅱ	3	○					田村 匡礼	S1301				
6時限	1Q	ニューラルネットワーク	2					○		月6・金2	松村 遼	1141	感性情報処理	2					○		月4火6	土屋 敏夫	1142	
		最適化モデリング	2					○		月6・金2	矢島 安敏	1141												
	2Q												機能解剖学Ⅰ(総論・体幹)	2		○						小笠 博義、他	611	
	前期	卒業研究	4					○			家根 明子	新館5F	卒業研究	4				○				岡田 純也	新館5F	
		卒業研究	4					○			井上 みゆき	新館5F	卒業研究	4				○				杉本 吉恵	新館5F	
		卒業研究	4					○			上野 和美	新館5F	卒業研究	4				○				田川 紀美子	新館5F	
		卒業研究	4					○			太田 友子	新館5F	卒業研究	4				○				田淵 哲二	新館5F	
		卒業研究	4					○			大達 亮	新館5F	卒業研究	4				○				辻 麻由美	新館5F	
		卒業研究	4					○			大平 光子	新館5F	卒業研究	4				○				鶴田 来美	新館5F	
		卒業研究	4					○			中嶋 健	521	卒業研究Ⅱ	4					○			牛島 豊広	521	
		専門演習Ⅰ	4					○			江崎 和希	生理学実験室	4											

	期	水										木														
		科目名	単位数	保健体育	スポーツ	看護	福祉	情報	区分	開講曜限	担当者	教室	科目名	単位数	保健体育	スポーツ	看護	福祉	情報	区分	開講曜限	担当者	教室			
1時限	1 Q	AI・機械学習基礎	2					○		水1水2	松村 遼	1141	生体情報分析	3						○		木1金6	日置、酒井	1142		
	2 Q	会計情報と経営	2					○		水1水2	小柳 淳二	1141														
	前期	教養ゼミ	1	○								岡本 次郎	521	心理学Ⅰ	1	○	○	○					木12	武田 朋昭	S1304	
		教養ゼミ	1				○					井上みゆき、他	1121・1122	社会学と社会システム	1					○				瀬崎 譲廣	S1302	
		教養ゼミ	1				○					尾形聡、他	522	簿記初級Ⅰ	1	○								林 徳順	S1303	
		教養ゼミ	1									佐野村 学、他	523	周南Well-being創生論	2		○	○	○	○	○			渡部明、他	1125・1141	
		教養ゼミ	1									井上 浩	524	地域・在宅看護実践	3				○				看	木12	家根明子、他	S1401
		教養ゼミ	1									呉 昶	1123	社会福祉調査の基礎	3		○			○				牛島 豊広	S1301	
		教養スポーツ実習Ⅰ	1	○	○	○	○	○				清原泰治、他	体育館、グラウンド	スポーツ心理学実験演習	3			○						水崎 佑毅	心理学実験室	
		社会調査法入門	2	○	○		○					稲垣 円	531													
		マクロ経済学Ⅰ(クラス1)	2	○	○							長澤 賢一	S1304													
		マクロ経済学Ⅰ(クラス2)	2	○	○							田尾 真一	S1301													
		上級日本語Ⅱ	2	○	○							佐野 千亜紀	533													
	子どもの遊びと造形	2・3・4						○			弘中 順一	S1302														
	総合英語中上級Ⅰ	3	○	○					○		田中 数恵	532														
	総合英語中上級Ⅰ	3・4							○		田中 数恵	532														
	アントレプレナーシップ実践	3	○								赤木 真由	1124														
通年																										
後期	教養スポーツ実習Ⅱ	1	○	○	○						松生香里、他	体育館、グラウンド	健康とスポーツ	1	○	○	○		○				岡井 理香	1125		
	障がいに対する理解	2			○						加地 信幸	611	健康とスポーツ	1・2・3・4					○	○				岡井 理香	1125	
	刑事司法と福祉	2						○			脇野 幸太郎	S1303	介護基礎理論Ⅰ	1					○				小林 武生	S1301		
	マクロ経済学Ⅱ(クラス1)	2	○	○							長澤 賢一	S1302	簿記初級Ⅱ	1	○								林 徳順	S1303		
	マクロ経済学Ⅱ(クラス2)	2	○	○							田尾 真一	S1304	社会福祉学	2				○					永野典詞	S1402		
	公共経済学	3	○	○							田島 正士	S1301	経済政策	2	○								岩本 直	S1302		
	上級日本語Ⅲ	3	○	○							佐野 千亜紀	1122	自治体の業務を学ぶ	3		○							長澤 賢一	S1304		
	スポーツ傷害対応演習	3			○						久保 誠司	601														
3 Q	Webアプリケーション開発	2	○					○		水1金1	児玉 満	1141	コーパス言語学	3						○		月1木1	立部 文崇	1142		
4 Q	AI・画像情報処理	3						○		水2水1	松村 遼	1142														
4 Q	実践英語(数学)	2						○		水1木1	道山 知成	1141	実践英語(数学)	2						○		水1木1	道山 知成	1141		
1 Q	AI・機械学習基礎	2						○		水1水2	松村 遼	1141	モデリングの数理	3						○		月4木2	小柳 淳二	1141		
2 Q	会計情報と経営	2						○		水1水2	小柳 淳二	1141														
2時限	前期	教養ゼミ	1	○								木全 晃	1003	社会学	1	○	○	○		○			木12	稲垣 円	1121	
		教養ゼミ	1				○					渡邊淳子、他	1121・1122	健康と福祉	2	○	○	○		○				北村 光子	S1303	
		教養ゼミ	1				○					江崎和希、他	521	健康と福祉	2・3・4					○				北村 光子	S1303	
		教養ゼミ	1									松生 香里、他	522	スポーツ傷害予防論	2			○						佐野村 学	611	
		教養ゼミ	1									伊藤 敏安	1123	簿記中級Ⅰ	2	○	○							林 徳順	S1301	
		教養ゼミ	1									矢島 安敏	1124	日本経済史	2	○	○							小林 啓祐	1124	
		教養スポーツ実習Ⅰ	1	○	○	○	○	○				清原泰治、他	体育館、グラウンド	計量経済学	3	○	○							河田 正樹	1122	
		臨床薬理学	2				○					嶋本 顕	S1402	国際政治経済学Ⅱ	3	○								岡本 次郎	1123	
		発育発達論	2				○					東恩納 玲代	611	地域・在宅看護実践	3				○				看	木12	家根明子、他	S1401
		コーチング論	3				○					西 博史	601	コンディショニング実習Ⅱ	3			○					社	社	小野 高志	記念館
		租税論	3	○								田尾 真一	S1302	ソーシャルワーク演習Ⅲ	3					○	○			輪倉 一広	521	
		専門ゼミ1	3									内田 善彦	1126	ソーシャルワーク演習Ⅲ	3					○	○			牛島 豊広	522	
	専門ゼミ1	3									高藤 大介	1127	ソーシャルワーク演習Ⅲ	3					○	○			守本 友美	523		
	専門ゼミ1	3									木島 正明	1128														
	専門ゼミ1	3									呉 昶	523														
	専門ゼミ1	3									児玉 満	525														
	通年	地域ゼミ	2	○	○							赤木 真由	531													
	地域ゼミ	2	○	○	○						稲垣 円	532														
	地域ゼミ	2	○	○	○		○				難波 利光	533														
	地域ゼミ	2	○	○	○						梅田 勝利	534														
	地域ゼミ	2	○	○	○						寺田 篤史	535														
後期	教養スポーツ実習Ⅱ	1	○	○				○			松生 香里、他	体育館、グラウンド	地域づくり論	1	○	○		○					稲垣 円	1121		
	保育原理	1・2・3・4	○	○				○			金子 幸	S1304	地域づくり論	1・2・3・4					○				稲垣 円	1121		
	総合英語中上級Ⅱ	3	○	○				○			西村 浩子	1121	地域文化講座	1	○	○				○			小林 啓祐	1142		
	総合英語中上級Ⅱ	3・4						○			西村 浩子	1121	周南地域文化講座	1・2・3・4					○				小林 啓祐	1142		
	専門ゼミ2	3									内田 善彦	1126	簿記中級Ⅱ	2	○								林 徳順	S1301		
	専門ゼミ2	3									木島 正明	1128	コンディショニング実習Ⅰ	2			○						佐野村 学	601		
	専門ゼミ2	3									呉 昶	523	国際政治経済学Ⅰ	2	○								岡本 次郎	1123		
	専門ゼミ2	3									児玉 満	525	国際政治経済学Ⅰ	2					○	○			輪倉 一広	521		
	専門ゼミ2	3									河田 正樹	S1302	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2					○	○			小林 武生	522		
	管理工学	3	○								長谷亮佑	S1402	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2					○	○			井上 浩	523		
	公衆衛生	2				○							スポーツマネジメント	3			○						中嶋 健	S1302		
													財務管理論	3	○								長澤 賢一	1122		
3 Q	実践英語(AI)	2						○		火2水2	橋本 喜代太	1141	データの可視化	1						○		水3木2	酒井 徹也	1141		
4 Q	生体情報システム	2						○		火2水2	日置 智子	1141	ビジネスアナリティクス概論	1						○		水3木2	土屋 敏夫	1141		
1 Q																										

	期	水										木												
		科目名	単位数	保健医療	スポーツ	看護	福祉	情報	区分	開講曜限	担当者	教室	科目名	単位数	保健医療	スポーツ	看護	福祉	情報	区分	開講曜限	担当者	教室	
4時限	1Q	データベース	2					○		水45	野村 典文	オンライン	AI・自然言語処理	3						○		木45	橋本 喜代太	1141
	2Q	言語情報学	2					○		水45	立部 文崇	1141												
	前期	教養ゼミ	1	○						水34	田島 正士	521	哲学	1	○	○	○		○		木45	渡部 明	1124	
		教養ゼミ	1	○							百武 仁志	522	哲学	1・2・3・4	○				○			渡部 明	1124	
		教養ゼミ	1								稲垣 円	523	創造的問題解決	1	○					○		赤木 真由	S1304	
		教養ゼミ	1		○						中嶋健、他	524	韓国語Ⅱ	2	○	○				○		李 萬善	1121	
		教養ゼミ	1					○			梅田 勝利	1123	韓国語Ⅱ	1・2・3・4	○				○	○		李 萬善	1121	
		教養ゼミ	1								橋本 喜代太	1124	韓国語Ⅱ	3				○				李 萬善	1121	
		教養スポーツ実習Ⅰ	1	○	○			○	○		東恩納 玲代、他	体育館、グラウンド	成人期疾病治療論	2				○				看	尾形 聡、他	S1402
		セクシュアルプロダクティブ看護方法	2					○				大平光子、他	S1402	社会保障Ⅰ	2					○			脇野 幸太郎	S1303
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2					○				竹下 徹	S1303	社会保障論Ⅰ	2	○							脇野 幸太郎	S1303
		運動生理学	2			○						江崎 和希	601	都市計画論	2	○						教	小林 啓祐	1142
		中小企業論	2		○							百武 仁志	S1304	器械運動(クラス1)	2			○				瀬尾 賢一郎、他	記念館	
		経営組織論Ⅰ	2	○								木全 晃	S1301	地誌学Ⅰ	3	○						佐藤 裕哉	531	
		教職ボランティア実習	3	○	○				○		教	大坂 遊、他	611	地域スポーツ文化論	3			○				清原 泰治	601	
		コミュニケーションスキル	3				○					羽生貞親、他	S1401	地域経済論Ⅱ	3	○				○		看	村岡 浩次	S1302
		専門ゼミ1	3					○				羽淵 由子	1126	地域保健活動展開論	4				○				鶴田来美	S1404
		専門ゼミ1	3					○				日置 智子	1127											
		専門ゼミ1	3					○				松村 遼	1128											
	専門ゼミ1	3					○			道山 知成	1121													
	専門ゼミ1	3					○			矢島 安敏	1122													
	専門ゼミ1	3					○			小柳 淳二	525													
	通年																							
	後期	人の健康生活	1	○				○	○	水34	山本 八千代、他	S1304	情報倫理	1				○		○	木34	渡部明	1141	
		人の健康生活	1・2・3・4					○			山本 八千代、他	S1304	情報倫理	1・2・3・4					○			○	渡部明	1141
		成人看護方法	2					○			中谷信江、他	S1402	スポーツバイオメカニクス	1			○					西山 健太	611	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2					○			井上 浩	S1303	経済史Ⅱ	1	○							小林 啓祐	1122	
		エアロビックダンス	2		○						大庭 尚子	多目的スタジオ	精神看護方法	2				○				羽生 貞親、他	S1402	
		経営組織論Ⅱ	2	○							木全 晃	S1301	社会保障Ⅱ	2					○			難波 利光	S1303	
		リコンディショニング実習Ⅰ	2		○						久保 誠司	611	社会保障論Ⅱ	2	○							難波 利光	S1303	
		専門ゼミ2	3					○			酒井 徹也	1126	体力測定と評価	2			○					東恩納 玲代	601	
		専門ゼミ2	3					○			日置 智子	1127	地域経済論Ⅰ	2	○							村岡 浩次	S1304	
		専門ゼミ2	3					○			松村 遼	1128	原価計算論	2	○							福原 道照	1121	
		専門ゼミ2	3					○			道山 知成	1121	運動分子生物学演習	3			○				生化学実験室	松生 里香		
		専門ゼミ2	3					○			矢島 安敏	1122	地誌学Ⅱ	3	○						佐藤 裕哉	531		
		専門ゼミ2	3					○			土屋 敏夫	525	子どもの遊びと言葉	3・4					○			金子 幸	S1301	
		アジアビジネス論	3	○								呉 賢	S1302											
	教職実践演習	4	○	○			○	教		渡部 明、他	601													
	3Q	ソフトウェア工学	2					○		火6水4	野村 典文	オンライン	認知・感性とデータ分析	2					○		木4金6	土屋、立部、酒井	1142	
4Q	インターネットマーケティング	2	○				○		火6水4	西郷 彰	1141	大規模・オープンデータ分析	2					○		木4金6	松村、小柳、道山	1142		
5時限	1Q	データベース	2					○		水45	野村 典文	オンライン	AI・自然言語処理	3					○		木45	橋本 喜代太	1141	
	2Q	言語情報学	2					○		水45	立部 文崇	1141												
	前期	中級日本語	1	○						月23・水56	山本 晋也、他	525	看護学概論	1				○			木45	杉本吉恵・上野和美	S1404	
		日本国憲法	1	○	○			○			新井 誠	1125	社会福祉の原理と政策Ⅰ	1					○			輪倉 一広、他	S1304	
		日本国憲法	1・2・3・4								新井 誠	1125	企業概論Ⅰ	1	○					○		伊藤 仁志	1125	
		周産期小児期疾病治療論	2					○			平林啓、他	S1402	地域福祉経済論	2・3・4	○				○			百武 敬安	S1303	
		スポーツ運動学	2		○						西 博史	611	韓国語Ⅱ	2	○	○				○		李 萬善	1121	
		商法Ⅰ	2	○							川崎 政之、他	531	韓国語Ⅱ	2・3・4	○				○			李 萬善	1121	
		政治制度論	2	○							山脇 直祐	S1303	器械運動(クラス2)	2			○				瀬尾 賢一郎、他	記念館		
		野外教育論	2	○		○					三原 善伸	601	社会科教育法Ⅰ	2	○						大坂 遊	1122		
		職業指導Ⅰ	3	○							坂本 勲	1121	商業科教育法Ⅰ	3	○						看	福原 道照	1123	
	後期	安全な患者介助	2					○			杉本吉恵	S1402	地域・在宅看護概論(前)	1					○		看	家根 明子	S1404	
		商法Ⅱ	2	○							川崎 政之、他	531	セクシュアルプロダクティブ看護学概論(後)	1					○				大平 光子	S1404
		スポーツ傷害対応論	2		○						佐野村 学	611	社会福祉の原理と政策Ⅱ	1	○				○			輪倉 一広、他	S1304	
		職業指導Ⅱ	3	○							坂本 勲	1121	企業概論Ⅱ	1	○					○		百武 仁志	1125	
		健康運動実習	3		○						奥本正、他	601	福祉自治論	1・2・3・4	○				○			水谷 利亮	S1303	
		日本国憲法	1					○			新井 誠	1125	社会科教育法Ⅱ	2	○							大坂 遊	1122	
													公衆衛生看護活動Ⅱ	2				○			鶴田来美、他	S1402		
													救急処置法	2			○				後藤 慶	601		
													スポーツ教育実践実習	3	○						岡井 理香	611		
	3Q												情報ネットワークとセキュリティ	2					○		月6木5	内田 善彦、他	1141	
	4Q												組み込みシステム	2					○		月6木5	高藤 大介	1141	
	1Q												IoTとAI	2					○		木6金6	橋本 喜代太	1141	
	2Q																							
	前期	中級日本語	1	○						月23・水56	山本 晋也、他	525	卒業研究Ⅰ	3					○				牛島 豊広	521
		保健体育科教育法Ⅰ	2		○						瀬尾 賢一郎	611	卒業研究Ⅰ	3					○			梅田 勝利	522	
		救急対応実践論Ⅰ	2		○						佐野村 学	601	卒業研究Ⅰ	3					○			金子 幸	523	
													卒業研究Ⅰ	3					○			難波 利光	524	
													卒業研究Ⅰ	3					○			脇野 幸太郎	525	
		卒業研究	4					○			内田 善彦	521	卒業研究	4					○			堂本 司	新館5F	
		卒業研究	4					○			木島 正明	522	卒業研究	4					○			中谷 信江	新館5F	
		卒業研究	4					○			呉 鞠	523	卒業研究	4					○			羽生 貞親	新館5F	
		卒業研究	4					○			児玉 満	524	卒業研究	4					○			半田 浩美	新館5F	
		卒業研究	4					○			酒井 徹也	531	卒業研究	4					○			百田 由希子	新館5F	
6時限	通年	卒業研究	4					○			高藤 大介	532	卒業研究	4					○			福森 絢子	新館5F	
		卒業研究	4					○			立部 文崇	533	専門ゼミⅡ	4	○	○					田尾 真一	531		
		卒業研究	4					○			土屋 敏夫	534	専門ゼミⅡ	4	○	○					田島 正士	532		
		卒業研究	4					○			野村 典文	535	専門ゼミⅡ	4	○	○					長澤 賢一	533		
		卒業研究	4					○			橋本 喜代太	1121	専門ゼミⅡ	4	○	○					長澤 雅彦	534		
		卒業研究	4					○			羽淵 由子	1122	専門ゼミⅡ	4	○	○					林 徳彦	535		
		卒業研究	4					○			日置 智子	1123	専門演習Ⅱ	4			○	○	○	○	中嶋 健	1121		
		卒業研究	4					○			松村 遼	1124	専門演習Ⅱ	4			○	○	○	○	江崎 和希	生理学実験室		
		卒業研究	4					○			道山 知成	1126	専門演習Ⅱ	4			○	○	○	○	小			

	期	金										開講曜限	担当者	教室
		科目名	単位数	履修制限	スポーツ	看護	福祉	情報	区分					
1時限	1 Q	実践英語(情報)	3					○		月1金1	内田 善彦	1142		
	2 Q	データ分析基礎	1					○		月1金1	土屋 敬夫	1141		
	3 Q	情報行動心理学	3					○		月1金1	羽瀧 由子	1142		
	前期	経済学・経営学の視点を学ぶアントレプレナーシップ入門	1	○						留	岡本 次郎、他	1125		
		中上級日本語Ⅰ	2	○							石谷 康人	S1303		
		地域福祉キャリア形成活動指導Ⅱ	2								山本 貴子	1124		
		コンディショニング論	2								北村光子、他	S1302		
		障害者福祉	2	○							佐野村 学、他	601		
		運動処方	3								井上 浩	S1304		
		公衆衛生看護方法	3								江崎 和希、他	611		
	社会的養護	3・4							鶴田来美、他	S1401				
										川村 宏司	S1301			
	通年													
後期	生涯発達論	1							看	梅村比丘	S1404			
	栄養学	1								尾形 聡	601			
	異文化コミュニケーション	1	○					○		田中 数恵、他	1122			
	異文化コミュニケーション	1・2・3・4						○		田中 数恵、他	1122			
	学校保健	2							教	東恩納 玲代、他	S1304			
	総合英語初中級Ⅱ	2								丹羽 仁美	1123			
	人文地理学Ⅱ	2	○							佐藤 裕哉	S1303			
	高齢者福祉	2							社	小林 武生	S1302			
	経営管理論	2	○							木全 晃	1142			
	スポーツツーリズム論	3								清原 泰治	611			
環境経済学	3	○							田島 正士	S1301				
3 Q	Webアプリケーション開発	2	○					○		水1金1	児玉 満	1141		
4 Q														
2時限	1 Q	ニューラルネットワーク	2					○		月6・金2	松村 遼	1141		
	2 Q	数値解析	3					○		火2金2	内田 善彦	1142		
	2 Q	最適化モデリング	2					○		月6・金2	矢島 安敏	1141		
	前期	人体の構造と機能Ⅰ	1							看 社 				

	期	金										開講曜限	担当者	教室
		科目名	単位数	基礎科目	スポーツ	看護	福祉	情報	区分					
4時限	1 Q	情報科学概論	1					○		火4金4	木島 正明、他	1142		
	2 Q	Python応用	1					○		月4金4	酒井 徹也	1142		
	前期	総合英語初級Ⅰ(クラス5)	1					○		金34 金34	西村 浩子	1121		
		英会話初級Ⅰ(クラス4)	1					○			ポーリーン	1122		
		経済史Ⅰ	1	○							小林 啓祐	S1304		
		総合英語初中級Ⅰ(クラス3)	2		○						新枝 美帆	533		
		プログラミング	2					○			高藤 大介	1141		
		経済統計	2	○							河田 正樹	601		
		栄養代謝学	2				○		看		八木香里	S1402		
		特別活動及び総合的な学習の時間	3	○	○				○		教	石橋 孝明	S1302	
		成人急性期看護実践(前)	3				○				看	渡邊多恵、他	S1401	
		成人慢性期看護実践(後)	3				○				看	中谷信江、他	S1401	
		保健医療と福祉	4					○	○		社	守本 友美	S1301	
	通年	地域ゼミ	2					○			金子 幸	522		
		地域ゼミ	2					○			北村 光子	523		
		地域ゼミ	2					○			脇野 幸太郎	524		
		専門ゼミⅠ	3	○							田尾 真一	531		
		専門ゼミⅠ	3	○							田島 正士	532		
		専門ゼミⅠ	3	○							赤木 真由	534		
		専門ゼミⅠ	3	○							長澤 雅彦	535		
		基礎看護技術Ⅰ(日常生活援助)	1				○		看	金34	杉本吉恵、他	S1404		
	後期	総合英語初級Ⅱ(クラス5)	1					○		金34	西村 浩子	1121		
		英会話初級Ⅱ(クラス4)	1					○			ポーリーン	1122		
		内科学	1		○						尾形聡	611		
		やまぐち地域福祉発達史	1					○			真木 奈美	S1304		
		総合英語初中級Ⅱ(クラス3)	2		○						新枝 美帆	533		
		公衆衛生看護活動Ⅰ	2				○		看		鶴田来美、他	S1402		
		ソーシャルアントレプレナーシップ	2	○					○		林 浩喜	521		
		商業学	2	○							林 徳順	S1303		
		教育行政論	3	○	○				○		教	石橋 孝明	S1302	
	3 Q	線形代数基礎	1					○		月1金4	道山 知成	1141		
	4 Q	データサイエンス概論	1					○		月1金4	矢島 安敏	1141		
5時限	1 Q													
	2 Q													
	前期	数学	1	○	○					月5・金5 月5・金5	河田 正樹	1122		
		ドイツ語Ⅱ	2	○	○				○			新枝 美帆	1121	
		ドイツ語Ⅱ	3					○				新枝 美帆	1121	
		ドイツ語Ⅱ	2	○				○				新枝 美帆	1121	
		生徒指導論	2	○	○				○		教	石橋 孝明	1141	
		公衆衛生看護学概論	2				○				看	鶴田来美、他	S1402	
		金融論	2	○								長澤 賢一	1125	
		保健体育科教育法Ⅲ	3		○							瀬尾 賢一郎	611	
		ソーシャルワーク演習Ⅴ	4					○	○		社	輪倉 一広	521	
		ソーシャルワーク演習Ⅴ	4					○	○		社	井上 浩	522	
		ソーシャルワーク演習Ⅴ	4					○	○		社	守本 友美	523	
	通年	専門ゼミⅠ	3	○							林 徳順	531		
		専門ゼミⅠ	3	○							百武 仁志	532		
		専門ゼミⅠ	3	○							伏木 貞文	533		
		専門ゼミⅠ	3	○							村岡 浩次	534		
		専門ゼミⅠ	3	○							呉 賢	535		
	後期	ドイツ語Ⅰ	1	○	○				○	月5・金5 月5・金5	新枝 美帆	1121		
		ドイツ語Ⅰ	1					○			教	新枝 美帆	1121	
		ドイツ語Ⅰ	2	○				○			教	新枝 美帆	1121	
		教育課程論(クラス1)	1	○	○				○		教	大坂 遊	S1304	
		教育課程論(クラス2)	1	○	○				○		教	石橋 孝明	S1303	
		特別支援教育	3	○	○				○		教	中嶋 克成	611	
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	3					○	○		社	輪倉 一広	521	
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	3					○	○		社	小林 武生	522	
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	3					○	○		社	井上 浩	523	
	3 Q	経営と数理モデル	2	○					○	火4金5	小柳 淳二	1142		
	4 Q	シミュレーション	2	○					○	火4金5	内田 善彦	1142		
6時限	1 Q	IoTとAI	2						○	木6金6 木1金6	橋本 喜代太	1141		
	2 Q	生体情報分析	3								日置、酒井	1142		
	前期													
		卒業研究	4								藤井 宝恵	新館5F		
		卒業研究	4								松浦 純平	新館5F		
		卒業研究	4								山本 八千代	新館5F		
		卒業研究	4								渡邊 淳子	新館5F		
		卒業研究	4								渡邊 多恵	新館5F		
		専門演習Ⅱ	4		○						清原 泰治	521		
		専門演習Ⅱ	4		○						尾形 聡	生理学実験室		
	通年	専門演習Ⅱ	4		○						東恩納玲代	522		
		専門演習Ⅱ	4		○						松生 香里	生化学実験室		
		専門演習Ⅱ	4		○						小野 高志	523		
		専門演習Ⅱ	4		○						水崎 佑毅	心理学実験室		
		専門演習Ⅱ	4		○						西山 健太	524		
		専門ゼミⅡ	4	○							百武 仁志	531		
		専門ゼミⅡ	4	○							伏木 貞文	532		
		専門ゼミⅡ	4	○							村岡 浩次	533		
		専門ゼミⅡ	4	○							呉 賢	534		
		専門ゼミⅡ	4	○										
	後期													
		3 Q	認知・感性とデータ分析	2						○	木4金6	土屋、立部、酒井	1142	
4 Q		大規模・オープンデータ分析	2						○	木4金6	松村、小柳、道山	1142		

学術雑誌等の一覧（経済経営学部）

No.	データベース	出版社
1	学術コンテンツ・ポータル 日外アソシエーツ雑誌、論文情報：magazineplus	NICHIGAI／WEB
2	日経テレコン 2 1	日本経済新聞社
No.	学術雑誌	出版社
1	The Economist : or the political, commercial, agricultural, and free-trade journal	The Economist Newspaper Limited
2	Harvard business review : Diamondハーバード・ビジネス・レビュー [日本版]	ダイヤモンド社
3	Newsweek : the international newsmagazine 日本版	CCCメディアハウス
4	Time : the weekly newsmagazine Asia ed	Time Magazine Singapore Pte. Ltd.
5	アジア経済	アジア経済研究所
6	エコノミスト	毎日新聞出版
7	会計	森山書店
8	経済セミナー : the keizai seminar	日本評論社
9	社会経済史学	社会経済史学会
10	週刊金融財政事情	金融財政事情研究会
11	週刊ダイヤモンド	ダイヤモンド社
12	週刊東洋経済	東洋経済新報社
13	世界経済評論	文真堂
14	日経ビジネス	日経BP
15	日本情報経営学会誌	日本情報経営学会
16	年金と経済	年金シニアプラン総合研究機構